

## 消費者教育シンポジウム

### 「いま，消費者市民社会の実現に向けた消費者教育へ」

日時：2010年4月10日（土）午後1時30分～午後5時

場所：弁護士会館2階講堂「クレオ」A

主催者挨拶 / 我妻 崇（日本弁護士連合会副会長）

（我妻副会長） ただいまご紹介いただきました日弁連副会長の我妻崇と申します。本日は、土曜日の午後にもかかわらず多数ご参加いただきまして、ありがとうございました。

そして、本日は大変ご多忙な中を4人のパネリストの方々にお越しいただきました。消費者庁の加藤さゆりさん、文部科学省の高口努さん、それから横浜国立大学の西村隆男先生、内閣府から高橋義明さん、大変ご多忙の中本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。



さて、本日のシンポジウムは「いま，消費者市民社会の実現に向けた消費者教育へ」と題しまして、消費者教育のあり方について考えてみようという企画であります。消費者教育のあり方につきましては、昨年11月の日弁連の人権擁護大会におきまして、「安全で公正な社会を消費者の力で実現しよう」というテーマでシンポジウムを行い、そして宣言を採択いたしました。

そこでは、消費者が自立して事業者との間の圧倒的な力の差を解消していかなければ、消費者の権利の確立は実現できないということ。そして、次から次へと表れてくる消費者被害の現状に鑑みた場合には、消費者教育は消費者被害を未然に防止するための知識の習得にとどまらず、消費者が自ら主体的に行動できるために必要な情報と力を消費者に与えるものでなければならないということが議論されました。

そして、消費者教育を通じて消費者が考える力、生きる力を付けることができるような社会を目指そう。消費者が主体的・能動的に自立した選択を行う能力を獲得として、その消費者行動を通じて、消費者市民社会の実現を目指そうというのが、大きなコンセプトであったと思います。

本日は、消費者市民社会の先進的な取り組みを行っております北欧での消費者教育の現場の視察の成果が報告される予定になっております。また、4人のパネリストによりますディスカッションにおきましては、消費者市民社会の実現のための様々な論点や問題点などが提起されると思いますので、一緒に消費者教育のあり方を考えてみたいと思います。

大変有意義なシンポジウムになると思いますので、最後までご参加いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、本シンポジウムの企画設営にあたりました関係委員会のメンバーの方々に厚く御礼申し上げます、簡単ではございますが。開会のご挨拶にさせていただきます。それでは、よろしくどうぞお願いいたします。

司会 / 靄 岡 寿 治 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員)

石 塚 花 絵 (第二東京弁護士会・シンポジウム実行委員会委員)

(司会・靄岡委員) ありがとうございます。遅ればせながら、本日の司会進行を務めさせていただきます日弁連消費者問題対策委員会委員の靄岡と

(司会・石塚委員) 第二東京弁護士会の石塚でございます。よろしくをお願いいたします。

ここで、本日お手元に配布させていただいた資料について、日弁連消費者問題対策委員会委員の青島明生弁護士より説明をさせていただきます。



資料説明 / 青 島 明 生 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員)

(青島委員) 説明させていただきます。お手元の資料、資料に語っていただければいいんですが、そのままでは読めない部分もあるかと思ひまして、簡単に紹介させていただきます。



まず捲っていただきまして目次があります。この青い紙の裏側の左側の部分は、これからあります問題提起や特別報告、そして実践例の報告者のプロフィールや提供資料、そして下半分がパネルディスカッションの資料となっております。

これらにつきましては、報告やディスカッションの中で引用・説明されることと思ひますので、説明は省略させていただきます。

右側ですが、資料 11 からが本当のいわゆる資料になりまして、大きくは「消費者市民社会」関係の資料と「消費者教育」の関係の資料に分かれております。

そして資料の 11, 85 ページをお開きください。先ほど副会長の挨拶で触れられました、昨年の和歌山での私ども日弁連の人権大会で採択されました決議です。そして、その後 86 ページ以下は、この宣言の提案理由、人権大会で提案しまして採択されたときの提案理由です。

この決議では、私どもが消費者市民社会の確立をめざして国及び地方公共団体に対して消費者の権利実現のための規制及び制度の充実を求めるとともに、消費者及び消費者団対の意見が社会に反映される環境を整えるため、積極的な役割を果たす決意であるという、この結論を導くための提案理由。それから資料 12, 92 ページ以下は、この人権大会で、採択される

前日に、この決議の提案等が検討されましたシンポジウムで配布されました資料です。

私ども消費者委員会が中心となって行ったこの公正な社会実現のための決議ですが、このシンポ実行委員会ですんなりと消費者市民社会実現のために、私ども弁護士が活動するんだと決まったわけではありません。かなり議論がありまして、そんな概念はまだ聞いたことがないとか、行き渡っていないとか、そういう方向で本当に消費者の利益のためになるのかという相当な議論が行われた末に、やはりこの方向だということで検討された結果、採択されたものですが、その検討の中身がこの資料 12 以下に触れられております。

そして 107 ページ、資料 15 は、消費者行政推進基本計画の閣議決定の「はじめに」の部分の抜粋です。この閣議決定では、新しい消費者のための組織をつくるということ、そして今消費者庁が実現したわけですが、この中で最後の部分ですけれども、その意味でこの改革は消費者市民社会というべきものの構築に向けた画期的な第一歩として位置付けられるべきものであるとしまして、この消費者行政推進基本計画をつくるにあたって、方向性として消費者市民社会を実現するということを閣議決定されているわけです。

私ども弁護士会は在野ですので、政府が決めても、ああそうですかと、すんなりとはいかなかったのでシンポジウム等で議論が起こったわけですが、ここにはお役所の方もおられると思いますが、皆さんはこの閣議決定に従って政策を実現される。すんなりとそれでいいのですが、私どもはいろいろと議論があったということをご理解いただきたいと思います。

次に 108 ページ、これは学習指導要領解説ですが、この中の 115 ページの下側の部分、目標とありますが、これは高校の学習指導要領の解説ですが、経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携のあり方などに関する知識と技術を習得させ、持続可能な社会の形成に寄与するとともに、消費者の支援に必要な能力と態度を育てる。

まさに、私たちがめざしている消費者市民社会実現のための消費者教育と同じ中身が、既に学習指導要領の中に取り入れられている。そういうことがわかると思いますが、そういう資料です。

それから資料 18、121 ページ、これは先ほどの人権大会シンポジウムの資料集のうち消費者教育に関する部分、それから 132 ページ以下は同じ資料ですが、消費者と情報、それから 139 ページ以下は、消費者行動、そして 143 ページ以下は、消費者の力で安全・公正な社会を実現しようということの検討成果が収められております。146 ページ、資料 19、これは昨年私ども消費者教育の部会が欧州に行きまわってまいりまして、その様子を見てきた。ここ以下は、教育関係者の方が大勢参加していらっしゃると思ひまして、日本でこの消費者市民社会実現のための消費者教育、具体的にどんなことなんでしょうかという教育の中身がわかるようなものを集めました。150 ページ、資料 20 は、人権大会で平澤委員が、後でパネルの進行役をします平澤委員が報告した報告者の要旨です。

それから 152 ページ、資料 21 は、日本の国でも先進的な事例があるということで、同じく委員の鎌田さんがされた報告の要旨です。これらは非常に要旨ですが、具体的にに関心があればこの報告者の方にお尋ねください。報告者の了解を得ておりませんが、この場でお願ひします。

次に 154 ページ，資料 22 ですが，これは OECD の提言についての消費者庁の報告です。これを見ますと，OECD，国際的にも消費者教育の実現・充実が課題となっている。日本は，これについての国際的責務を負っているというようなことが書かれております。

そして 159 ページ，資料 23，これは消費者教育の具体的な中身を北欧の例で参考になるのではないかと思います，掲載されているアドレス等を載せてあります。コンテンツを見ていただくと，消費者教育の六つの分野というのは，こういうことになっているのかというようなことがおわかりになっていただけたらと思います。資料 24 も同じような，北欧のほうでほぼ共通のカリキュラムがつくられておりまして，それを紹介するものです。

資料 25，161 ページ以下は，消費者市民教育についての関連するホームページ等を紹介してあります。それから 164 ページ，資料 26 は，金融広報中央委員会が教育の中身，具体的なカリキュラム案を提案しておられます。これ少し見にくいですが，金融広報中央委員会のホームページにアクセスしていただきますと，この資料を入手することができます。

165 ページ，資料 27 は，一応日弁連のシンポですので法律を挙げてあります。そして 167 ページは，教育の中身を検討するにあたって参考になるようなホームページ等が紹介してあります。4 番の OECD の報告書につきましては，OECD 参加国の各国での消費者教育の実情等を具体的に見ることができます。

非常に簡単になりましたが，以上で解説とさせていただきます。

（司会） 続きまして，私たちが今回のシンポジウムを開催することになった経緯・趣旨などについて，日弁連消費者問題対策委員会の松本明子副委員長より，問題提起という形で説明させていただきます。資料 3 ページ以降をご覧ください。

#### はじめに（シンポジウムの開催にあたっての問題提起）

松本明子（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長）

（松本副委員長） それでは，私のほうから問題提起をさせていただきます。限られた時間ですので，課題というところ以降中心にお話をさせていただきます。資料のほうのお手元の資料の 1 のほうに，問題提起の文案を載せておりますので，詳細はそちらのほうをご覧くださいいただければよろしいと思います。それでは始めさせていただきます。

まず，こういった筋立てでお話をさせていただくこととなりますけれども，第 1 の消費者問題と消費者教育の現状というところから申しますと，被害の

実情というところから申し上げますと，消費者センターが受け付けて PIO - NET に登録されました消費生活の相談情報の総件数は，依然（年間）100 万件を超えておりまして，その水準というものは，平成 20 年版の国民生活白書では，2007 年度における消費者被害に伴う経済



的損失の額を、先ほど国民生活白書のほうにもございましたけれども、最大3兆4千億円と推計しております。

いろいろな様々な消費者被害は、極めて深刻な状況で発生し続けておりまして、われわれ消費者の安全で安心な生活が依然として脅かされているという状況でございます。

これまでの行政や司法の対応というものは縦割りであったり、いずれも柔軟な対応ができなかったりしまして、深刻な消費者被害が発生しておりまして、消費者が膨大な時間、それから費用及び労力を投下することを余儀なくされていることとなります。

そうした中で、消費者教育の重要性というものは、消費者の権利を実現するため必要不可欠なものであり、消費者を食い物にしない、消費者を犠牲にしない事業者、行政、さらには社会全体の姿勢や態度が形成されなければなりません。

しかしながら、消費者教育の現状から申し上げますと、1989年に学習指導要領が改訂されて、中学・高校の家庭科、社会科に消費者教育が導入されるようになりました。しかし、授業時間の不足、そうした消費者教育の機会等が十分に確保されたとは言えません。

内閣府の国民生活選好度調査 2008年によりますと、1989年の学修指導要領改訂以後に、学校において消費者教育を受けているはずの年齢層である20歳から29歳の国民ですら、消費者教育を受けたことがあると回答をした人はわずか24.8%とされております。30歳以上のそういう人たちは、軒並み10%以下を下回っております。つまり、学校教育における消費者教育は必ずしも奏功しておりません。

さらに、学校以外の消費者教育の実施状況というのもいまだ不十分でございます。消費者基本法17条は、国に対しまして消費者の事実支援のために消費生活に関する知識の普及や情報の提供などを推進するとともに、学校、地域、職場、家庭など様々な場所を通じて消費者教育の充実を図ることを求めています。消費者教育は、それぞれの消費者のライフステージに応じて社会全体がなされていかなければなりません。

それでは、次にメインになります消費者教育の課題という点についてお話をさせていただきます。皆様もご存じのとおり、消費者庁、消費者委員会が昨年発足しまして、消費者行政は大きく変わる契機を得ました。しかし、行政の仕組みが変わるだけでは、消費者被害を根絶するということはできません。

消費者庁の発足を定めた2008年6月の閣議決定「消費者行政推進基本計画」においても、「消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与することがあってこそ、新組織はその存在感を高めることができる」とっております。

消費者の立場を強化するとともに消費者の社会参加を促して、行政が消費者から監視され、また消費者から後押しされながら、円滑に事業者に対して規制権限を行使する社会の仕組みを作り出すことによって、はじめて消費者庁、消費者委員会の発足等一連の消費者行政改革が完成するということができます。

こうした社会の仕組みづくりを核心としてなすのは、消費者のエンパワーメント、つまり消費者団体の育成や消費者教育ということになります。

では、一体どういったことが必要になるのでしょうか。そのためには、能動的に社会参加する消費者育成のための教育の必要性があります。現在、わが国の消費者社会の状況、現状



に目を向けますと、消費者は未だ受動的な立場に置かれているといつてよいでしょう。大量生産と大量消費の社会の中で、需要と無関係に供給がなされ、消費者の周りには膨大な商品やサービスとそれに関する情報、様々な広告や勧誘が氾濫し、消費者の消費行動は事業者側の強い影響下にあるといえます。

そこに多重債務の問題となる過剰与信や消費者被害の問題となる欺瞞的な取引が行われるという契機があり、また、野放図な生産消費活動は、資源の枯渇と環境の汚染、南北格差の拡大といった地球全体のサステナビリティの危機を引き起こしたのです。

このような社会に生きる消費者にとって、将来にわたって充実した消費生活を享受すること、将来の世代や開発途上国の子どもたちにもそうした生活を享受する可能性を提供することは、現代に生きるわれわれの共通な課題なのです。

そのような観点から環境を保護し、公正で活力ある社会、つまり持続可能な社会、それを実現するためにどう取り組むのかが重要な課題となっております。

国連では1999年に、「消費者保護のためのガイドライン」の改訂がなされ、「持続可能な消費形態」というものが消費者の事実上の権利となされるなど、最近では「持続可能な社会」、その実現自体が重要な消費者の権利の一つとして位置付けられるようになりました。

内閣府の調査によりますと、近時日本の消費者は社会貢献意識が高まり、特に環境についての社会貢献意識が強いとされております。自分の消費者行動で社会が変わっている人の割合は、現在、全体の約6割と高くなっていますが、一方で、この意識が実際の行動に結び付いていないということが指摘されています。

そのためには何が必要なのでしょう。そのためには単なる知識のみではなくて「生きる力」を与えるような消費者教育が必要です。従来の消費者教育は、とすれば消費者被害の予防やその救済についての知識を与えるだけのものになりがちでした。もちろん、こうした教育もクーリングオフなどの消費者の権利についての理解を社会的に浸透する上で果たした役割は小さくありません。

そして、消費者と事業者との間には圧倒的な力の格差がありますから、この格差をできる限り埋めるように消費者に必要な知識を与えるという点で消費者教育の意義も少なからずのものがあります。

しかし、限られた授業時間内で、ただ知識を知識として教えているだけでは、それは消費者が実際の消費の場面で生かしていくことにはなかなかつながっていきません。取引の意思決定の際に、不当な勧誘を受けた際、あるいは実際に消費者被害を受けた際に、何を考えて、どう対応すべきなのか。消費者として基本的な考え方が身に付いていない、とすれば知識も宝の持ち腐れになります。

このような消費者を取り巻く状況に鑑みますと、消費者教育は、消費者被害を未然に防止するためだけの知識を習得されるに止まらず、消費者が自ら主体的に行動できるための必要な情報と、そうした力を消費者に与えるものでなければなりません。

私たちは先進事例を調べるために、昨年6月、北欧の消費者教育の視察に行つてまいりました。後ほど島田さんのほうから詳しい報告があると思いますが、フィンランドとノルウェーを訪問してまいりました。

北欧は、消費者保護のレベルが高い国として知られておりまして、また長年にわたって環境問題にも取り組んでまいりました。環境教育と消費者教育の融合が進んでいるといわれております。

そこでは、他者及び環境との共生ということ。それから消費を通じて社会参加の問題を中心にすえて、充実した消費者教育がありました。市民と消費者団体に支えられた行政が、そして機能的に消費者保護の役割を果たしてございました。

では、「消費者市民社会」というのは、どういうものなのでしょうか。Consumer Citizenship、これは個人が消費者・生活者としての役割において、社会問題や多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会というものを意味しています。このように消費者の意見が消費者の主体的・能動的な活動を通じて社会や経済に反映させることによって、様々な消費者被害の防止だけでなく、地球環境とか、南北格差とか、そういったグローバルな問題の解決にも大きな役割を果たします。

こうした市民社会を実現していくために、消費者市民社会を実現する消費者市民教育というのは、私たちの抱えている消費者教育の課題ということに対して一つの答えになりうるものだと考えております。

そこでは消費者が受動的に事業者や商品、サービスの提供を受け、一方的にそれに関する情報や勧誘を受けて取引に応じるといった受動的な存在から、消費者を取り巻く社会全体に目を向けた消費者としての役割を果たしつつ、自ら主体的に適切な意思行動ができて、権利を守るために積極的に働きかけることができるような、そういった生きる力を与える教育というふうにいうことができます。

現在、消費者教育のこうした重要性というものは北欧に止まらず、世界的な潮流になっております。OECDでは、2009年に「消費者教育の政策勧告」を公表し、勧告承認後3年後には、各国がどのような対応をしたのかを報告を求めることになっていきます。国連も、2005年に「持続可能な開発のための教育の10年」をスタートさせて、最終会議は日本で行うということになっていきます。

2008年に、先ほどもご紹介いたしましたけれども、「消費者行政推進基本計画」においては、市民社会に向けて歩みを進めるということを宣言しております。日本も含めて「消費者市民社会」をめざす動きは、国際的にも大きな流れになっていまして、その実現に向けて努力していくということが、われわれに求められているといえましょう。

当連合会では、先ほどもご紹介しましたとおり、昨年2009年開催した人権擁護大会というものにおきまして「消費者被害のない安全で公正な社会を実現するための宣言」を決議しまして、その中で、「消費者市民社会」をめざす消費者教育の重要性を確認し、消費者教育の推進ということを強く求めております。

これからは、特に消費者庁は司令塔としての機能を発揮しまして、消費者庁と文科省と緊密に連携をしながら、消費者教育推進のための法整備も含めて、よりよき「消費者市民社会」の構築を着実に進めていくべきだと考えています。

本日のシンポでは、「消費者市民教育」とはどのようなものであり、わが国がそれを推進し

ていくためには、具体的に何が課題となるのか、実りある多くの議論をお願いしたいと思っております。ご静聴ありがとうございました。

(司会) 日弁連では、昨年6月に先ほども報告ありましたように、北欧の消費者教育の現場の視察を行っております。北欧においては、消費者保護のために消費者市民社会との関係でどのような消費者教育が行われているかについて、日弁連消費者問題対策委員会の島田広弁護士より「北欧にみる消費者市民社会と教育」という題材で報告をしていただきたいと思います。それでは、島田委員、お願いいたします。

#### 特別報告「北欧にみる消費者市民社会と教育」

島田 広(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員)

(島田委員) 日弁連消費者問題対策委員会消費者教育・ネットワーク部会の島田です。

私は、昨年9月22日から29日にかけて、ノルウェーを訪問し、ハーマル・ヘドマルク大学のヴィクトリア・トーレセン博士とインタビューを行いました。

トーレセン博士は、世界的なプロジェクトである、コンシューマー・シティズンシップ・ネットワーク、略称をCCNといいますが、このCCNのプロジェクトマネジャーであり、また、ノルウェーの消費者教育行政にも関与しておられる教育学者です。

#### 消費者市民社会の考え方

本日は、トーレセン博士とのインタビュービデオも交えて、北欧における消費者市民社会と教育についてお話しします。

まず、そもそも消費者市民とは何かですが、CCNのガイドラインによれば、倫理的、社会的、経済的及び環境的配慮に基づいて選択を行う個人と定義され、家族、国及び地球的レベルで責任をもって行動することによって、正義と持続可能な発展を保つことに能動的に貢献する存在であると説明されています。



この点、トーレセン博士は、次のように述べています。

#### 【ビデオ】

個人が高い意識と批判的精神をもち、社会で消費者として建設的な役割を果たすこと、そしてその人は、自分の購入や行動の結果について、それが自分だけでなく他の人に与える影響について、地球規模でものを考えるというのが、CCの考え方です。

こうしたCCの概念は、カナダとオーストラリアで始まり、ヨーロッパで急速に発展しました。

このようにこの概念が発展したのは、一つには政府と地方自治体が、関係者に、積極的関与が求められることを強調したためであり、もう一つには、市民も、意思疎通や得られる情報により、より大きな力を持ちうるのだということを知るようになったためです。国際社会で主要



な問題となっている、地球温暖化と金融危機についても、CCはよい方向での解決策を示していることに、目を向けることが大切だと思います。  
こうしたこともあって、国連環境計画(UNEP)とUNESCOが、CCの考え方やメソッドを採用し、持続可能な発展やそのための消費を定義付けしています。

簡単にいえば、従来の消費者教育、環境教育と市民教育、この三つを統合したものが消費者市民教育であり、そうした教育を受けて、倫理、社会、経済及び環境に配慮した消費を通じて、能動的に社会に参加する市民が、消費者市民ということになります。

そして、公正な市場のあり方や社会正義、持続可能な発展を、世界規模から身近なところまで様々なレベルで実現するためには、こうした能動的な消費者市民の存在が不可欠だというのが、消費者市民社会の考え方なのです。

### 消費者市民「登場」の背景

では、このような消費者市民という考え方は、どうして登場したのでしょうか。

まず第1に、グローバル化の影響により、企業の経済活動と政府の政策決定が国際的な色彩を帯びる中で、市民の側も国際的な視点を持ち、連帯を深めなければ、企業や政府に対して十分その意見を反映して権利を守ることが困難になったことがあげられます。

また、大量消費社会の世界規模での浸透と情報通信技術の発達により、個人の消費行動や考え方に対する事業者側のコントロールが強まっており、市民が主体的に意思形成をして社会に参画するという市民社会の基盤が危ぶまれていることも、背景に挙げられます。

トーレセン博士は、消費者市民「登場」の背景について、次のように述べています。

#### 【ビデオ】

多くの国で、人生の意味については学校で教えられなくなり、個人が何を人生の目的と考えるかは、広告や事業者側によって、決定されるようになっていきます。例えば自動車や携帯電話、などなどです。

そこで、まず第1に、何のために生きているのか、人生で重要なものは何かを学ぶことが、教育の基礎・基盤ですから、学校でもこれらを取り上げて議論することが必要となります。

また経済的なシステムを含む、システムとプロセスを理解することが、個人がそうしたシステムやプロセスにおける自らの立場を理解するために、必要となります。

そして、創造力を発達させ、以前のものとは別の消費者の役割のあり方について考えるすべを学ぶことができること、このことが消費者市民教育の重要な一部なのです。

このように、消費者を事業者によるコントロールから解放し、主体的な生き方と自分自身の社会における立場や役割を再認識させることが、課題となったのです。

そして、コントロールを失った大量消費の結果、地球の温暖化や南北格差の拡大が進み、地球全体のサステナビリティが重大な危機にあることが、消費者市民社会の考え方が登場した背景といえます。

ここで大切なことは、サステナビリティ、持続可能性という場合に、環境問題のみならず、経済、社会、文化全体の持続可能性が問題とされており、公正で活力のある社会を全世界で作ることと、環境・経済の持続可能な発展とは一つだと考えられていることです。

こうした、公正で活力のある持続可能な社会を作るには、市場のあり方を、営利を目的とする事業者任せの状態から、消費者が参加して市場をコントロールする状態に、変える必要があります。そして、消費者がそのような役割を果たすために何が必要かと考えたときに、グローバルゼーションやコマーシャルイズムの浸透により、消費者が主体的・能動的に行動することが難しくなっている現状の中では、主体性を取り戻し、サステナビリティに配慮した市場のあり方を追及する、能動的な消費者市民を育成することこそが、課題とされるに至ったのです。

こうして登場した、消費者市民社会や消費者市民教育の考え方は、従来議論されていた消費者主権の考え方を、主権者となるべき消費者のあり方という観点からとらえ、現代の世界情勢の中で求められる要素を具体的に明らかにした考え方であり、「消費者主権」の現代的発展のかたちともいえます。

#### 消費者市民教育の要素

では、このような消費者市民にはどのような能力が求められ、消費者市民教育に必要な要素とは何でしょうか。

大きくいえば、消費者市民教育は、能動的な市民を育てる市民教育的要素と、消費者教育固有の要素をそれぞれ含むものです。

市民教育的要素としては、情報を収集、分析し公正なルールにしたがって判断する能力、他者と議論し、また行政や事業者に働きかける能力があげられます。

消費者教育固有の要素としては、まず、消費する際の意味決定のあり方を見直し、なぜ買うのか、ということ、広告や勧誘についての理解をもとに慎重に考える視点をもつこと、もう一つは、消費の結果が社会にどのような影響を及ぼしているのかに目を向けることがあげられます。要するに教育の受け手が、従来の個人的な消費観のみならず、社会的な消費観をもてるような教育、ということです。

この社会的な消費観の確立こそ、消費者市民教育の核心といえます。消費者が社会参加する市民になるには、まず消費が社会的な行動としてとらえられなければなりません。

しかし、消費者を取り巻く日常に眼を向けるとき、それがいかに個人的な問題として扱われているかに気がつきます。そもそも、日々大量に流通する広告は「あなただけの」といった言葉で、個人の要求を満たすものとしての消費のイメージを強調しています。こうした情報を無批判に受け入れて商品を選択する消費者は、主観的には能動的なように見えても、実際には事業者によってコントロールされた受動的な存在です。個人的な消費観を前提とする限り、社会的な責任という感覚は希薄となり、被害も個人の自己責任とされます。消費者教育も、いかに個人として被害にあわないかといった、被害防止や保護に主眼が置かれます。

これに対して、社会的消費観は、消費を、消費を生み出す構造とその結果の両面において、社会的な営みとしてとらえるものです。消費者は、消費を個人的問題としてだけでなく社会的に生じる問題として認識することで、社会に働きかけて消費の構造そのものを変えていく能動的な存在になることができます。社会に参加しているという意識が社会的責任の認識の基礎となり、また被害は社会で解決すべき問題となります。こうした、社会的な消費観こそが、消費者市民を育む教育の不可欠の要素なのです。

これは、CCNのメンバーでもある、カナダのマグレガー教授の見解をもとに消費者教育の諸階層を整理した図です。社会的な消費観を確立し、消費者の意思決定のあり方を見直し、市場に左右されない選択ができるようになること、その上で消費のもたらす社会的な結果についての認識を高めることで、持続可能な消費の為の教育が可能となることを示しています。少し付け加えますと、この上半分の2つの階層の教育にとって、メディア・リテラシーが非常に重要であるとされています。テレビや広告がどんな風に私たちに影響を及ぼしているのか知ること重要ですし、サステナビリティに配慮した消費を行うには自らインターネット等で積極的に情報収集することも必要になるからです。

次に、消費者市民教育の教育手法ですが、市民教育で用いられる問題解決型・参加型の教育手法といえます。これは、次のような要素によって構成されるものです。

まずは、問題を身近なものとしてとらえられるようにする、気づきのための仕掛けとして、様々なクイズ、ゲーム、シミュレーション、ロールプレイング、マインドマップ等の手法が開発されています。そして、その問題を考える際の基本的な知識、考え方、ルールを学ぶ段階があり、さらに、そこで得られた理解をもとにして、身近な問題について情報を収集して評価する作業を行います。そうして得られた情報をもとに、みんなで議論して、身近な問題を解決するための提案や発表、壁新聞やポスター制作等の創造活動につなげていく、ということになります。

では少し具体例を挙げてみましょう。まずは会場のみなさんにクイズです。

【問題】次の内、正しくないものはどれ？

スナック菓子をみんながたくさん食べると、スマトラゾウが絶滅する可能性がある。

「植物性油脂配合で環境にやさしい」洗剤をみんながたくさん使うと、スマトラゾウが絶滅する可能性がある。

長野県産ブルーベリーよりも、カリフォルニア産ブルーベリーの方が、二酸化炭素排出量が大きい。

どうでしょうか？これは、実はみんな正しいという、ちょっと意地悪な問題ですが、上2つは、食品や洗剤で使用されるパーム油の原料となるヤシが、東南アジアの環境破壊の要因となっていることに関するもので、は広告の危うさも示しています。は食品の輸送に伴う環境負荷への配慮をもたせるフードマイレージの考え方を示しています。

これをもとに授業の展開例をあげてみましょう。先ほどのクイズなどをして興味を持ってもらい、その上で、パームヤシが環境に与える影響や、広告の問題について勉強し、身近にどんな広告や商品表示があるか調査して、みんなで議論して、「環境にやさしい商品の見分け方10か条」を作るといことが考えられます。あるいは、広告や勧誘にはどんなだましの手口があるのか、どうすれば騙されないか、専門家に聞いてみよう、ということで弁護士や消費生活センターにインタビューし、「騙されない消費者になるための10か条」を作る、といった展開も考えられるかもしれません。

#### 消費者市民教育の広がり

こうした消費者市民社会・消費者市民教育の考え方は、国連等の国際機関によって採用され、急速に世界に広まりつつあります。

1992年にはリオ・デジャネイロで、2002年にはヨハネスブルグで、それぞれ地球サミットとも呼ばれる世界首脳会議が開催され、「持続可能性のない消費・生産の方法」を改めることが世界各国に求められました。

こうした一連の取り組みの中で、消費者教育の重要性が強く認識されるようになっており、2005年には、国連が「持続可能な発展のための教育の10年」をスタートさせています。

これは、その国連持続可能な発展のための教育の10年のシンボルマークと、スタートから5年目の昨年3月にドイツのボンで開催された国際会議の様子を伝える、ユネスコのホームページです。

なお、キャンペーン10年目の最終会議は、ここ日本で開催される予定となっており、今後4年間の日本における消費者教育の進み具合が、世界の注目をあびることになります。

さらに2006年、ヨハネスブルグ地球サミットに基づいて結成されたマラケシュタスクフォースが、「持続可能な消費」のための教育カリキュラム作りを開始、2008年にガイドラインが発表されました。

これがそのガイドラインです。

ユネスコや国連環境計画(UNEP)も、取り組みを強めています。これは若者向けの消費者教育のためのガイドブックです。

このガイドブックでも、持続可能な消費の実現に向けて行政や企業を動かす鍵を握るのが、消費者・市民であることが強調されています。

インターネット上での様々な情報提供もなされています。

これはその1つ、国連環境計画の支援を受けた、サステイナブル・エブリデイ・プロジェクトのホームページで、環境に配慮した生活のあり方を伝える様々な情報が、分かりやすい動画も含めて提供されています。この動画は、洗濯を個人でしないでみんなで業者に任せて洗剤や水も効率的に利用しようという提案をするものです。

そして、こうした主体的、能動的に社会参加する消費者育成のための国際的ネットワークが、コンシューマー・シティズンシップ・ネットワーク、CCNです。

CCNの活動について、トーレセン博士は次のように述べています。

#### 【ビデオ】

CCNは、2003年の秋に立ち上げられました。その理由は、消費者が自らを「被害者」と感じていることが問題とされたからです。

私たちは、消費者が、自分たちの社会における役割をより建設的でポジティブなもので、自分や他の人たちの状況を改善するために、実は自分に出来ることがあるのだ、と理解できるようにすることが、非常に重要だと感じました。

CCNは、消費者が単なる消費者ではなく、消費者市民としての役割を發揮できる、これまでと異なる方法を発展させようと努力してきました。

CCNは、37か国の132の大学、研究機関、国際機関をメンバーとしています。

CCNは、世界の教育関係者と連携しながら消費者市民教育に関する様々な文献やガイドライン、教材を開発しています。こちらの教材は、日常様々な場面を素材に消費のあり方を考えさせる授業案です。こちらはフォトマインドマップの手法を活用しながら、生徒それぞれ



れが写真をみながら何が環境にとって大切かを議論するための、写真教材の一例です。これらの教材はCCNのウェブサイトで公開されています。

なお、CCNは、2009年に活動を終了し、新たにPERLというプロジェクトが立ち上げられて、CCNの成果を引き継ぐ形で活動を続けています。

#### 消費者市民社会がもたらすもの

最後に、消費者市民社会がもたらすものは何か、についてお話しします。

まず、消費者問題が、消費者教育の受け手にとって、単なる知識、ネガティブな知識ではなく、ポジティブな生き方としてとらえられるものになることがあげられます。

これまでの学校現場での消費者教育は、ともすれば消費者被害や対策についての知識を与えるだけのものとなりがちであり、また、社会には様々なトラブルが待ち受けているという、ネガティブな情報を与えるだけのものになりがちでした。

しかし、消費者市民社会の考え方は、能動的な消費者が社会に参加して社会を変えていけるのだという、ポジティブなメッセージを受け手に送るものです。こうした、ポジティブな生き方の問題として消費者問題をとらえることは、教育の受け手である消費者に「自分にも果たすべき役割がある」と感じさせ、大きなモチベーションを与えるものであり、消費者に単なる知識ではなく「生きる力」を与えるものともいえます。

また、消費者市民社会の考え方は、消費者被害防止の観点からも重要です。

単に知識として個々の悪徳商法やその救済策についての情報を提供しても、消費行動における意思決定のあり方そのものが変わらなければ、消費者が事業者を利用される立場から抜け出すことは難しいものです。

消費が自分にとってもつ意味を考え、自らの消費が自分や社会にもたらす結果について慎重に検討する能動的な消費者市民は、業者の勧誘に流されにくく unnecessary消費を控えるため、消費者被害のリスクは減少しますし、こうした基本的態度の上に悪徳商法等についての知識が加わることで、より強固な被害防止を図りうると考えられます。

トーレセン博士は、消費者の意思決定のあり方を変えることと、消費者被害の防止との関係に関して、次のように述べています。

#### 【ビデオ】

消費者が、詐欺や多重債務の被害にあわないということは、CCの目標の一部です。

おそらく3つのレベルに分けることができます。

第1のレベルは、なぜ購入するのか、その商品が欲しいと思うのはなぜか、という、消費がその人にとってもつ具体的価値を、個々の消費者が理解できるようになるために、援助することです。

第2のレベルは、情報を収集して理解し、一定の信条に基づいて商品・サービスを選択する方法を学ぶことです。

第3のレベルは、高い意識をもち、自らの選択の結果について、情報を収集して理解することができるというものです。

さらに、消費者が能動的に行政や事業者働きかけを行うようになることは、消費者行政の活性化にもつながります。また、事業者の事業活動自体も、顧客である消費者のニーズの



変化に伴って、よりサステナビリティに配慮したものに変わらざるを得ません。

こうして、能動的な消費者市民が行政や事業者を動かせば、消費者・生活者の視点を中心にすえた市場・社会への転換を実現することができます。それが消費者市民社会の大きな目標なのです。

北欧諸国は、消費者市民社会に向けた教育の先進国であり、1995年から、消費者教育に関するガイドラインを共同で作成し、消費者教育に取り組んできました。

一番最近のガイドラインの内容をご紹介しますと、ライフスタイルや個人の選択に対する影響を重視すべきであるといった内容、個人的な消費観から、社会的な消費観への転換の必要性、消費者の市民としての役割の促進が消費者教育の焦点となっていること、など、消費者市民教育の考え方が示されています。

これはガイドラインの中の消費者教育の主要なテーマ、内容を示した図ですが、持続可能な消費とメディア・リテラシーが中心的なテーマにすえられています。

こうした取り組みを進めてきた北欧は、消費者保護でも、国際的に高いレベルにあります。これは、EUが作成した、各国の消費者保護の状況を示す統計資料です。

その中に、消費者のアンケート結果が記載されていますが、既存の制度で適切に守られていると思う消費者の割合や、自国の事業者が消費者の権利を尊重していると思う割合、行政による消費者保護に対する信頼度、いずれをとっても、北欧諸国が高い順位を占めています。なお、ノルウェーはEU未加盟のためにこの統計には入っていません。

この統計の他の項目をみると、北欧の消費者は、インターネットの利用が進み、詐欺的な広告に遭遇しやすいなど、欧州の中でも消費者被害に会いやすい環境にありながら、消費者の権利を積極的に行使して自らを守っています。北欧の消費者力は、非常に高いものがあり、そこには教育の影響も少なくないと考えられます。

わが国でも、消費者市民社会の確立は非常に大きな変化を社会にもたらすと思われま

これは、平成20年版国民生活白書の、家計消費がわが国の国内総生産に占める割合のグラフです。2007年度の家計消費は284兆円、国内総生産の実に55%に達しており、経済的にみれば消費者は紛れもなく主権者といえます。

これは、同じ白書の、自分の消費行動で社会が変わると思うかというアンケートへの回答のグラフです。実に全体の約6割が消費行動で社会が変わると答えています。こうした人たちが自覚的な消費者としての考え方を身につけたとき、現実に社会が大きく変わることは間違いありません。それは、公正な市場のある社会、誰もが人間らしく生きられる持続可能な発展を遂げる社会であると共に、消費者被害もない社会なのです。

以上が北欧で私が取材したことのご報告です。

最後に、これは、ノルウェーの首都オスロの中心部にあります、フログネル公園の石像です。ここには、この、いとおしそうに赤子を抱く夫婦の像の他、多数の、生活の様々な場面における家族の群像がリアルな石像として展示されています。まさに、モノや金ではなく、人間が、家族が、この社会の中心なのだという、北欧の考え方を象徴するような石像たちです。

消費者市民社会の実現で、将来わが国が、こうした、人間や家族を中心にすえた社会とな

ることを願って、私からの報告を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。ただいまの報告につきましては、日弁連のホームページでも閲覧ができるようになっておりますので、そちらもご利用いただければと思います。

続きまして、日本の学校の現場においても、従来の消費者教育とは異なるアプローチで、消費者市民教育や市民教育に向けられた先進的な取り組みが行われております。本日は、実際の学校現場に携わる4名の方から、実践例などについてご報告いただきます。なお、限られた時間の中で充実した報告をいただくため、報告者の方々の詳細なプロフィール、著作等につきましては、配布資料の中でご確認ください。

はじめに、福井大学教育地域科学部教授の荒井紀子さんから、「市民性を育む教育と学力」というテーマでご報告いただきます。荒井さんのプロフィール、レジュメは資料3、22ページをご覧ください。

#### 実践例報告1(消費者市民教育に向けた取組)

「市民性を育む教育と学力」

荒井紀子さん(福井大学教育地域科学部教授)

(荒井・福井大学) 福井大学の荒井と申します。よろしくお願いたします。私は報告の概要にありますような、1から7の内容について話をさせていただきます。

まずはじめに、OECDが世界に提起しました今日的学力としてのリテラシーとコンピテンシーについてお話をします。先ほどのご報告にもありましたように、今世界はグローバルな社会の変化に対応し、複雑な問題を協力して創造的に解決することが求められており、持続可能な経済発展や平和社会の構築、そして民主的な価値が重視されるようになってきています。そうした課題を理解し、これからの社会の担い手となる子どもたちにどのような力をつけていったらよいか国際的に議論されています。



OECDが中心となってこの問題に取り組んできているのですが、そこで出て来た二つの大きなキーワードがあります。一つは、生涯にわたって身に付ける能力としてのキー・コンピテンシーと、もう一つは学校教育の中で育む学力としての4つのリテラシーです。

はじめに、皆様もよくご存じのPISAについて見ていきます。PISAは、Programme for International Student Assessment(生徒の国際学習到達度調査)の略で、これまでの学力観とは大きな違いがあります。これまで学力とは、「与えられ想定された課題にどう効率的に答えられるか」をみるものでした。これに対しPISAでは、ここにありますように「リテラシー」が提起されました。このリテラシーとは、生徒が課題にかかわり解釈し、その課題を解

決する際の効果的な分析や、理由づけ、伝達にかかわる能力をあらわした言葉です。そしてこの PISA は、生徒が持っている知識のレベルを見るのではなく、実生活で直面する課題に知識や技能をどう活用するかを見ていくというものです。

この調査は、世界 50 か国以上の義務教育を終えた 15 歳の子どもたちに対して実施されています。調査対象分野は、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーですが、2003 年の調査では、これらに問題解決リテラシーが加えられました。

問題解決リテラシーはどのようなものかといいますと、実際に問題の道筋が明白ではなく、また現実に複数の領域にまたがる横断的な問題状況に直面した際に、認知プロセスや問題解決プロセスを用いて問題に対処することのできる能力を意味しています。こういう能力が子どもたちにどの程度そなわっているかをみていくということです。本日は時間の関係上、具体的な問題例はご紹介できませんが、日常生活にかかわる多様な問題が出されていて、それに子どもたちが答えるというものです。

このように、人が特定の問題状況に直面したとき、それにどのように対応して解決するか、そのプロセスをみるという新しい学力観というものが出てきています。

もう一つ重要なのが、DeSeCo プロジェクトによって、リテラシー論の上位概念としてつくられたキー・コンピテンシー（学力）です。DeSeCo というのは、Definition and Selection of Competencies（コンピテンシーの定義と選択）という名称の OECD のプロジェクトです。1997 年にスタートし、6 年間をかけた様々な論議を経て 2003 年に最終報告が出されました。

この DeSeCo の大きな特徴は、人間が生涯にわたって必要な能力として、三つのカテゴリーから成り立つ「キー・コンピテンシー」を提起したことです。カテゴリー 1 が相互作用的に道具を用いる能力、カテゴリー 2 が異質な集団と交流する能力、カテゴリー 3 が自律的に活動する能力です。

具体的にみますと、カテゴリー 1 は言語、シンボル、テキスト、知識、情報テクノロジーを活用して問題を解決する能力です。またカテゴリー 2 は他者とよい関係を築きチームを組んで協力して仕事をし、様々な対立を調整し、解決する能力をさしています。そしてカテゴリー 3 は、自律的に活動し大きな展望の中で行動する能力や、人生を計画し個人的なプロジェクトを設計し実行する能力、そして権利や利害、限界、ニーズを擁護し主張する能力を意味します。このような三つのカテゴリーからキー・コンピテンシーが成り立っています。

さらに、これらのカテゴリーの中央に位置するのが「思考力」と「省察力」です。図に示しましたように学校教育の中で身に付ける PISA の能力というものは、実はこのカテゴリー 1 「相互作用的に道具を用いる」に対応していると捉えられています。

こうした学力観が出てきているわけで、先ほどのご報告の「消費者市民」ということでいいますと、まさに市民として行動していくために必要な能力というものが欧米を中心に議論され、提起されてきているということだと思えます。

では、日本ではどうでしょうか。1990 年以降、日本でも教育の革新が唱えられ、いわゆる「新学力観」が登場しました。21 世紀の社会を国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題などによる先行き不透明な社会ととらえ、その中で社会の変化に対応し問題を解決する能力を身に付けることが重要である、ということが提起されました。

そして 1996 年 7 月の中央教育審議会の第一次答申で、「生きる力」がキーワードとして出されました。生きる力は、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力」と定義され、こうした力を育てることの必要性が唱えられたわけです。

これに沿って 1998 年の学習指導要領では、思考力・判断力を育てる教育を重視し、「総合的な学習の時間」を創設することで新しい教育がスタートしました。この新学力観、「生きる力」というのは、PISA や DeSeCo で提起されたものと重なる部分が多くみられます。

ところが、2000 年以降、PISA の国際調査の日本の順位が下がったことから、教科学習の重要性が改めて指摘されはじめ、ゆとり教育からの転換や、総合的な学習の時間を減らして基礎的な学習を重視する方向転換が主張され始めました。その流れの中で、2008 年、2009 年の学習指導要領の改訂では、総合的な学習の時間は減らされ、理数や言語などのいわゆる主要教科の授業時間が増やされました。こうした転換が、PISA や DeSeCo が示す、これからの世界の子どもに必要な学力の育成にかなうものであるかについては、慎重にみていく必要があるのではないかと私は思っております。

なお、新学習指導要領においても、思考力、判断力、表現力等を育むことは重視されており、その点は大きな違いはありません。基本的な知識技能を重視しながらその活用を図るという点が特に強調され、それとともに、体験的な活動、問題解決的な学習、発展的な学習も取り入れるように、と記されています。問題は具体的な学習の内容、方法と時間の確保の問題です。実際、授業でどう展開するのかは示されておらず、基礎的な知識技術の習得部分が増やされたとき、その活用の時間をどうとるのか、あるいは両者をどうつなげるのかについても、不明な部分が多いといえます。

続きまして、欧米におけるシティズンシップ教育についてみていきます。ここでは、特徴的な取り組みのみられる、イギリス、アメリカ、スウェーデンの 3 国について、その実情と展開についてお話しします。

まず、イギリスでは、1980 年以降、若者の就労が不安定になって貧困化が進み、若者が社会離れをしていく状況が生まれました。その中で、若者の自律力や自尊心を高めていく、そして福祉社会形成のために、若者の市民性を向上させ、社会生活や政治への主体的な参加を促すことの必要性が議論されました。1997 年からシティズンシップ教育諮問委員会ができ、1998 年に報告書が出されています。委員長の名前をとってクリック報告と呼ばれていますが、この「シティズンシップ教育と学校におけるデモクラシー指導」という報告書をもとに、2002 年から全国で、シティズンシップはカリキュラム化されています。ただし、これは教科ではありません。必修ですが、学校の裁量で行う内容になっています。

次にアメリカをみますと、シティズンシップ教育は、クリントン政権の時代に、新しいシティズンシップ構想の策定の中で位置づけられたものです。過度の競争社会、市民協働の機会の喪失、地域からの乖離、学校の社会からの乖離などの問題を抱えた市民社会にとって、シティズンシップ教育は、市民社会を再構築するために必要であるとして、その重要性が指摘されてきたと言われています。ただし、これはナショナルカリキュラムではありません。州や市や学校ごとに実施されています。

次に、スウェーデンですが、ここでも 1990 年代に入って商業市場の急成長の中で若者の孤立化、あるいは浮遊化の問題が生じてきました。また若者の自立力の欠如ということから、若者の社会参画のための政策が必要であるということで、1994 年に第 1 次若者政策法が作られました。その下でいろいろな教育的試みがなされています。例えば、学校運営への生徒の積極的な参画、地方自治体の施策への若者の参画、若者の関係する機関への意見表明や活動への参加、こういった内容で学校教育の中でもカリキュラムが組まれています。ただし、シティズンシップという独立した科目があるわけではなく、社会科や家庭科、総合学習などにおいて、様々な機会に学習がなされています。

以上のように、市民社会の推進にかかわる動きは、世界の大きな流れであり、それに応じた教育が実践されているわけですが、日本においても、2000 年以降、シティズンシップについて、その重要性が注目されてきています。市民一人ひとりの権利や個性が尊重され、自立（自律）した個人が自分たちの意思に基づいて社会参画し、多様な能力を発揮できる社会のイメージが少しずつ共有化されてきています。

では、これを教育の場でとらえると、その中身はどのようになるでしょうか。市民が社会の一員として自分を守り、個性を発揮して自己実現を果たすとともに、よりよい社会づくりに参加、貢献できる力を育むこと、すなわち、自律的な市民としての意思決定力や社会参画の力を育むことが目標になってくるのではないかと思います。

ここで、このシティズンシップ（以下、市民性）に関わる学習が 2008 年、2009 年改訂の新学習指導要領のなかにどう入っているかをみてみます。主に社会科と家庭科の 2 つの教科に入っています。小、中、高校の学校段階別でみていきます。

小学校では社会科 3、4 年生の「地域や人々の生産や販売」、5 年生の「我が国の農業」「我が国の工業生産、情報社会」といった項目の学習に一部入ってきます。しかし十分ということではありません。その中で学習が可能である、という意味です。

家庭科は、「身近な消費生活と環境」が 5、6 年生に入っています。(1)物や金銭の使い方と買い物、(2)環境に配慮した生活の工夫、といった項目のなかで、学習が設定できます。

中学校では、まず社会科・公民的分野の「私たちと経済」の中に「イ.国民の生活と政府の役割」、また「私たちと国際社会の諸課題」の中に「イ.より良い社会を目指して」という項目があります。この中で学習を展開することができると思います。また、技術・家庭科の家庭分野では、「身近な消費生活と環境」のなかに(1)家庭生活と消費、(2)家庭生活と環境の 2 つの項目があります。消費者や環境の視点からの学習が可能です。

高等学校では、公民・現代社会「現代社会と人間としての在り方生き方」の中に「イ.現代の民主政治と政治参加の意義」と「エ.現代の経済社会と経済活動の在り方」の項目があり、このなかで学習が考えられます。また、高等学校の家庭科では、今改訂で消費と環境の内容が充実しました。4 単位の家庭総合で見ますと、「生活における経済の計画と消費」、「持続可能な社会をめざしたライフスタイルの確立」、「生活資源とその活用」、「共生社会における家庭や地域」の各項目の中で、具体的な学習が計画できます。

次に「個人のシティズンシップの発揮と集団・社会との関係」の図をご覧ください。これは、主体である個人が生活の中で出会った問題から出発し、その解決に向けて個人で、ある



いは集団で協働して解決していく，その方法といえますか，関係を図示してみたものです。個が集団や社会との関係の中で主体的にかつ自在に協力関係を築き協働する，そうしたことのできる力を身に付けていくが必要なのではないのでしょうか。

口で言うのは簡単ですが，では教育の中で具体的にどう展開したらよいのでしょうか。知識の習得だけでなく，主体的に行動する力をつけるにはどのような学びが必要かについて，次の3点をあげてみました。

1点目は，身近な生活の課題と地域や社会の問題とのつながりを実感し，社会的解決への視野を広げる学習の構造をつくること。2点目は，子どもが新しい発見や知恵を共有できるような協働の学びを組織すること。3点目は，批判的思考力や意思決定力を鍛える学習の道筋をつくるということです。

これらの観点をとり入れた授業について，具体例をみていきたいと思います。先ほど申しましたように，市民性教育と関係の深い教科は，社会科と家庭科です。そのうち，ここでは高校の家庭科「家庭総合」の授業を紹介します。

福井大学の私の研究室と地元の高校教諭と協力して開発し，実際に福井県鯖江市郊外の県立高校で実施した授業です。1，2年生の男女115名を対象に行いました。題材は「高齢社会と私」，20時間の授業です。授業目標は，次の5点 年を重ねることへの想像力を深め，高齢者への理解・関心を高める。 高齢化による身体的・心理的变化を理解する。 ノーマライゼーションや福祉3原則を理解する。 高齢社会の現状と問題，福祉政策を理解する。

高齢者の自立を支援する為の社会制度や環境整備について理解する，というものです。

次に，授業の構成についてみていきます。大きく三つの段階に分かれています。第1段階は，高齢者の生活と文化を理解する学習で7時間。第2段階が，高齢社会と福祉について課題に気づく学習で7時間。第3段階が，私たちの町の事例研究として個人やグループによる調査研究と提案発表の6時間です。

ここで，授業の全体像について，構造図を用いてみていきます。この図（「高齢社会と私」授業の構造）は，まずヨコ軸に学習の深まり，タテ軸に学習の視野をとり，その平面に学習の各ステップを位置づけて，授業の流れを捉えようというものです。

ヨコ軸では，「生活を見直し（問題に）気づく」から「ひと・もの・ことをとりまく問題や課題を認識する」さらに「問題の改善や解決の方法を考える，実践する，発信する」へと，左から右に向けて学習が深まっていきます。タテ軸については，「自分自身や日常の暮らし」から「他の人・地域社会的問題」へと，下から上へ視野の広がりを示しています。この構造図を用いて，各学習の位置とその流れについて説明します。

授業の第1時間目（図の番号1）は，歳をとるとはということかについてVTRを視聴して考えます。NHKスペシャル「ミヤコ蝶々76歳の勝負」を採り上げました。ミヤコ蝶々さんは体も弱く，普段は車いすを押してもらって移動しているのですが，舞台稽古になると座長として熱気にあふれた演技指導をし，さらにご自身も主役を演じながら芝居を仕上げていきます。そうした日々様子を記録したドキュメンタリーです。高校生の反応は，自分たちよりもっとエネルギーだし，年をとるとというのは衰えたり弱るだけかと思ったけれど，そんなことはないのだと気づいた，という声が多く聞かれました。

そこから自分の身近な生活の学習に入っていきます。まず、高齢期の心と体の変化を体験するというので、装具をつけて高齢者と同様のハンディを負って、実際に紅茶を入れたり、階段を上り下りするといった体験をしました(番号2)。次に、身近な高齢者に、若い頃の事柄について各自聞き取り調査(番号3)をし、その結果を共有しました。これらの活動の後に社会的な問題へと視野を広げ、スウェーデンの高齢者福祉のビデオを見ました(番号4)。その後、日本の福祉の現状について、資料をもとに分析(番号5)をして、さらに生徒たちの地元、福井県の鯖江市の現状についても資料をもとに現状をみました。ここでは地元の作業療法士やホームヘルパーをゲストに招いて、現場の仕事の様子についても話を聴く機会を設けました(番号6)。

以上の学習を元に、もう一度、身近な生活を見つめるために、本授業の山場である事例研究に入りました(番号7)。地元在住の2人の高齢者を想定し、その相談を受けるという授業で、生徒たちでテーマを設定し、実際に地域に出て現状を把握し、そこから問題の解決案を練るという授業です。

ここでは、1人暮らしで悩みを抱える二人の高齢者(仮定)を示しました。1人は、倉志野てつよさん、これはお気づきのように暮らしの手帖をもじったものです。85歳の女性としました。仕事を持つ娘夫婦の家の敷地に自分の家を持ち、そこで1人で元気に暮らしていたのですが、転倒がきっかけで寝たり起きたりの生活になった。非常に自立的な女性で、自分は1人で自宅に暮らし続けたいと望んでいるという人・・・という設定です。

もう1人は、76歳の小室さとるさん。絵を描くこと、コーヒーを自分で煎れることが大好きで趣味の豊かな人です。妻に先立たれ、施設に入りたいが、高齢者施設で今まで通りの趣味を楽しむ生活が続けられるか、不安で悩んでいる人・・・としました。この2人のどちらかについて相談に応じる。そして、町を調査して、具体的な解決策の提案をするというのが事例研究の中身です。

4、5人がグループになって、相談相手の問題を解決するため町に出かけました。テーマとしては大きく分けて、ひとつめは倉志野さんのための在宅福祉の調査、二つ目は小室さんのための施設福祉の調査です。調査先について、生徒たちは、例えば倉志野さんの家の改造計画とか、あるいは倉志野さんが自力で移動するために必要な道具の調査、さらに訪問看護を受けるための制度を調べたり、在宅介護福祉センターやデイケアセンターなどに出かけて行きました。

施設福祉については、小室さんが楽しめる老人ホームを探すのがテーマですので、実際に老人ホームに出かけて行って、個室でコーヒーを焙煎することができますかとか、ここでは絵の個展ができますかとか、そんな質問をして、スタッフの皆さんを面食らわせたわけですが、それらの結果をもとにレポートを書きました。その他にも市役所の福祉課とか、公共交通の使いやすさについて鯖江駅に出かけて調査をしたりしました。

その中で、非常におもしろい、ユニークな提案が出てきました。例えば、お年寄りのための「よるずやさん」のようなものがあるといいのではないかというアイデア。一つの施設の中に高齢者の人が必要なあらゆるものが詰まっているような、楽しめる場所とか、診療所とか、お風呂屋さんとか、喫茶店、ストアーとか、いろんな機能が一緒になっている場が必

要なんじゃないかというようなアイデアです。あるいは、テクノ・エイド・センターが必要なのではないかというアイデア。スウェーデンにあるような障害のある人や高齢者にとって使いやすい道具や車椅子を無料で貸し出すような、またそこに修理の技術者もいるような、そういう場所がどうしてないんだろうか、というような町の審議会委員も顔負けの、いろいろな素晴らしいアイデアが出ました。

ここに示したのは授業直後の生徒の感想です。例えば、「私もいつかは老人になる。いろいろ調査してみても、老人になるのがとても嫌になるし、心配になった。この鯖江市で楽しく暮らしていけるのか。そうなるために、今私たちがどうにかしなければいけないと思った。自分たちの提案が少しでも実現されるといいと思う。」とか、あるいは「一口に言ってもなかなか難しい。北欧の高齢者に対するようなことはできないと思った。そうできるようになるのに一体どのぐらいの時間が必要なんだろうとも思った。だけど、遠い未来を想像するより、今の現状をみつめ、本当に小さなところから少しずつでも良くしていくことが大切だとわかった。」というようなことが授業直後の感想として書かれています。

高齢者にほとんど関心のない、高校1年生、あるいは2年生の生徒たちが、学習のなかで実際にフィールドに出て、こうした感想を持つということです。

次に8か月後の感想ですけれども、もう忘れたのかなと思いましたが、彼らは実に鮮明に覚えておりました。地味な授業でしたので期待はしていなかったのですが、実際には学習を通して彼らの考えたことや思いが、ある種の核のようなものとして残っていることがわかりました。

このグラフは授業直後の生徒の評価です。じっくり考えることができた学習、知識がついた学習、グループでよく取り組めた学習など、その評価を示してあります。

次に、授業による生徒の問題解決的・主体的な意識がどう変化したかということですが、「高齢者を支える」ということについて、授業前は多くの生徒が評論家的なことを書いていました。今はインターネットもありますので、情報の入手は簡単で、いくらでも評論家のようなことは書けます。それがどう変わるかなと思って見ましたところ、授業の終わった後では、心情的・道徳的な言葉よりは、行動的・問題解決的な意見がぐっと増えました。生徒にとって心に残る学習だったのだと改めて確認することができました。以上が授業の報告です。

これは一例ですが、こうした授業開発に取り組むことを通して、私自身、市民としての主体形成を促す授業の視点として、次の3点が重要であると考えられるようになりました。

第1に、生徒自身から出発して、地域、社会に広がる学びをつくるということです。そこでは私的領域から公的領域への視野の広がりを組み込んだ学習のデザインが必要になります。第2に、生徒にとってリアリティのある「問い」を設定するということです。その「問い」によって、はじめて生徒たちにとって問題が自分自身のものになり、主体的にとりくむエネルギーが沸いてきます。すなわち、探究が可能になるということです。そして、第3に、この探究を伴う学習は、学習のステップをできるだけ丁寧に積み上げていく必要があるということです。ここでは、「問題への着目」「問題の特定」「解決の選択肢の検討」「意思決定」「問題解決」「省察」と6段階の活動のステップを図で示しましたがけれども、先ほどの福祉の授業で、生徒たちはこれを実際にやっております。この中で特に重要なステップは、「問題の特定」

と「解決の選択肢の検討」の部分です。ここでクリティカルに様々に考えていく、あらゆる角度から考えて答えを求めて行くということを学習の中で行っていく。その過程で生徒の批判的思考力を鍛えていくということが、重要ではないかと思っています。

最後にまとめをご覧ください。第1に、市民性教育（消費者市民教育）のめざす主体形成は、OECDが提起する新しい学力（リテラシー、コンピテンシー）のめざす主体形成と基本的に重なっています。そして、それは日本の新学習指導要領の基調である思考力、判断力、表現力の育成と、そのための問題解決的な学習の重視とつながるものです。

第2に、市民性教育を着実に実践するためには、教科のなかでの内容の明快な位置づけとともに、学校教育における確実な学習時間の確保が必要です。しかし、現実には、この点に困難を抱えています。高校の家庭科を例にとると、2009年改訂の学習指導要領では、家庭総合（4単位）、生活デザイン（4単位）家庭基礎（2単位）の3科目から1科目が必修となっています。しかし、受験競争のもとでは、非受験科目は減単傾向にあり、現在でも過半数の学校で、家庭科は2単位科目が選択されています。この少ない単位数では、現実として十分な学習はできません。学習指導要領にいくら消費者や環境にかかわる学習項目が盛り込まれても、実際にそれをする時間が殆どとれないのです。このあたりのことは、あまり一般には知られていないのですけれども、学習時間の確保、単位数の確保ということが非常に重要になります。

それとともに、生活の素材をテーマに、行動と思考の循環を通して学び市民性を身につける、多様な学習カリキュラムの開発が重要であると思います。

これまで日本において実践されてきた授業研究や授業開発が、今「レッスン・スタディ」として、世界から注目されています。授業を開発し、それを記録し、省察的にふりかえる授業の実践的研究は、これまで他国ではあまりされてきませんでした。これから日本の授業、授業研究が注目されていくと思います。それを実践できる教員の力量形成、これも重要であると考えています。

以上で報告を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

（司会） ありがとうございました。続きまして、三重県の伊勢市立五十鈴中学校教諭の西村朱美さんから、「サステイナブル社会の実現をめざすシチズンシップを育成するための教育」というテーマでご報告いただきます。資料は、31ページ以下、資料4をご参照ください。

#### 実践例報告2（消費者市民教育に向けた取組）

「サステイナブル社会の実現をめざすシチズンシップを育成するための教育」

西村朱美さん（三重県伊勢市立五十鈴中学校教諭）

（西村朱美・伊勢市立五十鈴中学校） こんにちは。三重県伊勢市立五十鈴中学校からやっ  
てまいりました西村朱美と申します。本日は、つたない実践の発表で申し訳ないのですが、  
よりよい消費者教育のありかたについて考える機会になればと思い、参加させていただきま  
した。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

タイトルは、「サステイナブル社会の実現をめざすシチズンシップを育成するための教育」です。まずはじめに、題材についてご紹介させていただきます。一つ目は、松阪もめんを核



にした消費者教育です。松阪もめんとは、校区内にある伊勢神宮と関わりながら、地域に根付いてきた伝統産業品の一つですが、現在ではその価値が埋没化しており、子どもたちの中にそれを認識しているものは、ほとんどありませんでした。

先人の知恵や工夫を知ること、また自分たちが暮らす地域への誇りが高まることを期待して、松阪もめんを題材化することにしました。松阪もめんを材料にしたオリジナル商品の開発・製作・販売及びその収益金を寄付するという活動を通して、モノや貨幣価値の問い直しをすることを狙いました。会社

「いすず」の誕生です。

そして二つ目が、一つ目の題材への学習の構えを強化するものとして設定している世界の貧困問題、人権問題をテーマにするということです。カンボジア学習、CSR / フェアトレード、児童労働への理解を深めることで、消費者・生活者として大切だと思われる市民性を育成することを狙いました。

次に、なぜそれらの題材を設定したのか、その理由についてですが、特に(2)が切実な問題となっています。それは、家庭科という教科に与えられている時間数があまりにも少ないということです。現行の家庭科は、中学校1、2年生においては、週1時間、3年生にいたっては週0.5時間しかありません。単発的な題材を羅列するのではなく、総合的にストーリー性を持たせて展開したいと考えました。

次に、学習を通して育てたいと考えている生徒像についてお話しさせていただきます。まずは、題材(1)を通してモノや貨幣価値を理解・考慮した消費活動の自己決定をしようとする資質、すなわち wants より needs を優先させた消費行動がとれる子どもたちにしたいと考えました。消費者としての資質の向上を狙ったといえます。

そして、題材(2)を通してグローバルな視点でサステイナブル社会の実現をめざす市民性を育成した子どもたちにしたいと考えました。これは、消費者の枠を超えて生活者としての資質の向上を狙ったといえますが、生活の一部に消費があるという考えに基づいています。

これには、ここ最近私が消費者教育をするにあたってこだわっている理論があります。それはESDです。自己の生き様がいろいろな問題を引き起こしていること、それには自分の生活に直接関わるものもあるし、関わらないものもあるということ。ただし、直接は関わらなくても、何らかの関係でつながっているということ。

すなわち、消費という活動は生活上のいろいろな問題につながっており、一つの切り口としてその一面だけを捉えて扱うのではなく、もっと総合的に大きな視点と絡めながら扱いたいと考えています。だからこそ、先進諸国の消費が世界の児童労働につながっているという問題も題材化しています。



それでは、今からは実際に行ってきた実践内容について、お話しさせていただきたいと思  
います。まず、初年度のものについて説明させていただきます。最初に郷土理解を深めるた  
めに、松阪もめんの歴史学習を行い、その後オリジナル商品の開発・製作を行いました。こ  
れは、子どもたちが商品をつくっているときの様子です。中には、被服実習が苦手な子ども  
もいますので、その子どもたちの気持ちがしぼんでいかないように配慮することが大変でし  
たが、まっすぐに縫えなかった自分から、まっすぐに縫える自分にと学習効果が確認でき  
るので、子どもたちの達成感は大きなものになったようです。

こちらは、今まで商品化してきたものの一例です。右側のオリジナルシューズですが、こ  
れは株式会社 Moon Star さんのご協力を得ながら、製作しているものです。

販売活動時に配布する広告も制作しています。夏休みの宿題として、原案を描かせ、休み  
明けの授業でシェアリングして決定しています。自分たちが広告をつくることで、どのよ  
うな情報を広告に載せればいいのかと考えることは、逆の立場から広告の情報が自分たちにと  
ってどうあるべきかということを考えさせる機会にもなっています。

そして、収益金の使用方法を検討・決定する時間も設定しました。その際には、「世界を変  
えるお金の使い方」という本を使用しました。100 円あれば、内モンゴルの砂漠化を防ぐた  
めのポプラの苗木を 10 本買うことができるとか。300 円で、現在は 100 円と言われているん  
ですが、タイ・カンボジアの地雷原を一平方メートル安全な大地に戻すことができるとか、  
世界全体の軍事費、たった 4 日分で、教育の機会を与えられていない世界中の子どもたち全  
員が、初等教育を受けることができるなどということが学べる本です。

この本を手がかりに、収益金が生まれた場合、どのようにそれを使用していくかというこ  
とを考えさせました。その結果、カンボジア支援に使用しようということに決まったのですが、  
2 年次以降もその意思を引き継ぐ形で展開しています。

こちらは子どもたちの販売活動や広告のチラシ配布の様子です。売り手側の苦勞を体験す  
ることを通して、子どもたちの簡単に手にすることができるものに対する思いに変化が生じ  
たようです。すなわち、物は生産されてから自分の手もとに届くまでに、たくさんの人が、  
いろいろな思いをしながら関わっていることに気づき、大事にしていこうという心が芽生え  
ていることがうかがえました。

こちらは、5 年目にして実現した東京青山進出のときのものです。オリジナルシューズを  
お買い上げいただいたスタイリストさんが主催するチャリティーROSES 2009 に参加させてい  
ただきました。外部との連携は、子どもたちのモチベーションを高めたり、自分たちの活動  
の意味を再考させたり、ひいては子どもたちの自尊感情を高める契機になったように思いま  
す。今年度も 7 月に開催される予定ですので、ぜひ五十鈴も参加させていただこうと話は進  
んでいるのですが、五十鈴の枠に止まらず伊勢市内の先生方に呼びかけて、他の中学校の先  
生方とコラボレーションしながら進められたらすてきかなと今考えております。

そして、収益金は子どもたちが決定したとおり、カンボジア支援のために使用しました。  
これは 1 年次に寄付をした JAHDS さんが現地に建てたメモリアルフェンスです。その柱の一  
つに五十鈴中学校のネームも刻んでいただきました。

2 年次以降は、JAHDS さんが日本での募金活動を停止したために、CMC カンボジア地雷撤去

キャンペーンさんに寄付しています。この写真は、CMC さんが現地に創設した中学校に五十鈴中学校の記念樹を植えていただいているところです。

次に、2年次以降に追加した内容について報告させていただきます。追加内容の学習により、子どもたちは製作活動等の意義を認識することになり、スムーズに、かつはっきりとした目的意識をもって取り組むようになりました。また消費者・生活者として、グローバルな視点でサステナブル社会の実現をめざすための市民性を育成するという目的の達成度が高くなったように思われます。

追加事項の一番目は、子どもたちたちが支援しているカンボジアの現状について学習できる題材です。CMC の大阪事務局より、講師の先生を招聘してお話をいただきました。地雷・クラスター爆弾問題、教育問題、児童労働問題、人身売買問題、AIDS 問題を中心に現代日本に生きる子どもたちには、非日常的で不条理な世の中の状況に関する科学的認識を深めました。

この学習は、商品製作の前に実践しましたが、その後の実習活動の中で子どもたちの中から自然にカンボジアのために頑張りますという声が聞かれました。事後の学習への動機づけ、モチベーションの高揚・維持に効果的であったと判断しています。

二つ目に加えたことは、企業の CSR 活動についてです。会社「いすゞ」の商品は、なぜ売れるのかということを中心に話し合った結果、カンボジア支援をしているからとすぐに気づいたので、そこから CSR について展開していきました。そして、カンボジア支援のために自分たちにできることを考えたときに、募金活動というものがありましたので、会社五十鈴の CSR 活動として実践してみました。そのときの様子がこの写真です。

そして、さらに CSR 活動の一つの例として、フェアトレードについて、学習できる場も設定しました。7歳の男の子がお母さんとの話し合いの中から思い描いたものを語った「おかいものちょっと考えてみて」という絵本を題材に提示しました。たった7歳の子どもが、世の中の不条理なことに対して憤りを示し、何とかしようと考えている。その姿勢を読み取った子どもたちには大きな刺激となったようです。

そこでフェアトレードの試食会を設け、商品選択条件に人間の尊厳、命、人権を保障するものが加わるようにしてみました。この学習を通して子どもたちは、フェアトレードの大切さを学習するだけでなく、日本におけるフェアトレードの認知度や商品普及率の低さが大きな問題であるということに気づいていきます。

そして、三つ目の内容として、児童労働問題を追加しています。特定非営利活動法人 ACE さんをゲスト・ティチャーとしてお迎えし、「おいしいチョコレートの真実」という教材を題材にワークショップを開催しました。これがそのときの様子です。

この学習のまとめとして、自分たちにできることをランキングするのですが、子どもたちの思ったことを形に変えていくことが、子どもたちの学びを深めていくと私は信じているので、実践に移すことにしました。

これは街頭募金活動の様子です。その際に配るチラシも別のクラスで制作しました。その他、街頭募金の協力者に、フェアトレード・チョコを配布して、フェアトレードについて知らせる取組みや、企業に児童労働による生産をしないように訴える手紙文を書く取組み、

閣僚に日本のあり方を問うような手紙を書いたりする取り組みも行われました。消費者・生活者として、商品が世の中に生み出されるまでの背景に心をくわいていくことが大切だということのを再考する機会になったと思われまます。

次に、展開していく上で工夫している点についてお話をさせていただきます。まず一つ目に挙げられることは、体験学習の場を多く設定していることです。実際やってみることで、子どもたちの感性は磨かれていきますし、理解にもつながっていきます。そして、二つ目に挙げられることは、子どもたちの心情に訴える題材を提供していくということです。

ただし、そのためには外部との連携・協働が必要になってきます。地域社会や NGO・NPO，現実の市場で活躍している企業などのお力をお借りすることは、教師の専門性を越えたところの限界を十二分に補ってくれます。すなわち、エキスパートの方々とふれあう機会は、子どもたちが学びを拡張させていく、とてもいいきっかけになっているような気がします。

次に、実践による効果ですが、まず挙げられることは生産者側の疑似体験を通して、モノや貨幣価値の問い直しができること。クリティカル・シンキングの開発ができるということです。そして、題材2を通しては、サステナブル社会の実現をめざすシチズンシップの育成ができたということです。

最後に、今後の課題についてお話しさせていただきます。まず一つ目は、学校教育における位置付けを確立していくということです。いかに大切な教育であるのか訴えながら、他教科とクロス・カリキュラムや人権学習とリンクしていく方向性を探っていく必要があります。ちなみに、昨年度は学年の総合的な学習の時間で、貧困問題、児童労働問題など大きく取り扱っています。

二つ目は、先ほどの工夫点でも述べました外部との連携・協働のためのネットワークづくりを図っていくということです。正直、外部と連携を築いていくということは、金銭面、時間面、どちらにおいても保障されることが少なく困難な部分も多いですが、子どもたちの変容を目の当たりにしていると、困難だからやめておこうでは話にならないと実感しています。

そして、三つ目の課題は、自分自身への戒めでもありますが、教師の力量を高めるということです。子どもたちの心に響くような題材・教材を開発していくこと、外部との連携・協働をよりよいものにしていくためのコミュニケーション能力の強化など、現状に甘んじることなく、耐えず努力・研鑽していく姿勢が求められていると思います。

私の実践は、すてきな子どもたちや、私を温かい目で包んでくださるあらゆる方々のお陰で成り立っているものです。今後も私1人の力は小さいですが、いろいろな方に支えられながら子どもたちが豊かな心、豊かな感性、豊かな創造力をはぐくんでいけるような消費者教育をめざして頑張っていこうと思います。ご清聴、どうもありがとうございました。

(司会) 西村さん、ありがとうございました。続きまして、帝京大学教職センター選任講師の魚山秀介さんから「消費者市民社会の実現に向けた開かれた学校づくり」というテーマでご報告いただきます。資料5, 39ページ以下をご覧ください。それでは、どうぞ。

実践例報告3 (消費者市民教育に向けた取組)

「消費者市民社会の実現に向けた開かれた学校づくり」

魚山秀介さん(帝京大学教職センター専任講師)

(魚山・帝京大学) 帝京大学の魚山と申します。よろしくお願ひします。レジュメ,資料が31ページにありますので,そちらを見ながらいきたいと思ひます。まず写真が貼付されていますが,何の写真かといひますと,私の勤務校であった帝京高校の前に流れている石神井川という川なんですね。この間,高校の野球でベスト8で敗れてしまいましたけれども,校歌にこの石神井川が入っており,この石神井川を,うちの高校生が下に降りて見ているという写真です。



私が,この地域というか,元々歴史だったのが,「持続可能」というところに関心を持つようになったきっかけは,総合学習が導入されてから,自分の学校の川がどういう歴史的な背景をもっていて,環境的にどういう影響を与えているかということ,自分自身で勉強するきっかけは,この川だったんですね。

石神井川というのは,今もう水がほとんどありませんけれども,昔は当然川で,これを下流に行くと王子という場所がありまして,この川の水と当時紙の原料であった衣服を調達しやすいということで渋沢栄一という人が王子製紙をつくったということで,やっぱり自分の地域の素材を見るということはすごく重要で,よく「Think Globally, Act Locally」といひますけれども,世界的なことを考えるということと,地域なところが広がって繋がっていくということが,やっぱりすごく重要ではないかなと思ひました。

サブタイトルが,「開かれた学校づくり」ということで,教職大学院・現職教師としての課題報告とあります。私は去年,教職大学院に現職派遣として派遣されておりました。教職大学院のことは,今民主党でも教員研修のことでかなり論議されています。修士課程修了者に教員免許をまず与えていこうということですね。

そういった中で,教職大学院という,北欧がやっていることを日本も質の向上ということでやっていますが,私が行っていたこの教職大学院は,どういったものだったか概略をちょっと説明したいと思ひます。

一応,現職教員として派遣をされて,いろんな実践と理論を結びつけるということで,画面4の右側にもありますように教育委員会との連携というのが必要だというふうになっています。私は私学の教員でしたけれども,東京都から3人の先生と一緒に派遣されてきて,その3人の先生方は何を研究したかということ,発達障害のことでした。今隣で成年後見のシンポジウムやっていますけれども,現場,特に小中で特に切実な問題を抱えているのはこの発達障害で,立ち歩いている生徒とか,学力が低い子とか,そういった課題というのが今非常にあります。こういう消費者教育というのは正直言って,課題として優先順位はまだ低いということなんですね。そういった中で,教員養成の中でこういった消費者教育も含めてやっていくというのが,後で結論出しますけれども,非常に重要ではないかなと思ひました。

私が去年1年間課題研究をやった報告のまとめですが,私は現代社会という教科の課題学習ということに一つポイントを置いて,先ほどESDという言葉が何回もありましたけれども,

それとの絡みについて研究を行いました。

2番目に、「開かれた学校づくり」ということで、私は具体的に長野県の辰野高校の三者協議会というところに実際行って、授業改善との絡みについて調査を行ってきました。この辰野町というところは、人口が数万人で過疎のところですが、この三者協議会というのは、生徒と教員と保護者が定期的に会合を持って、お互いに意見表明を言いながら、案件を使いながらいろんな校則とか、いろんな問題について話していくものです。

私が一番興味をもったのはこの授業改善です。最近高校もそうですけれども、大学も授業評価というのは非常に厳しくて、先生の授業を評価するというのは当たり前です。しかし、結果が出てそれをどういうふうに改善していくかというやりとりがないのです。辰野町の三者協議会というのは、素直にお互いに、「あなたの授業わからないのだが、ここは何だ」ということを言いながら、教員もそれを教科に持ち帰ってやってくる。こういう人間のコミュニケーションを直にやっていくということが非常に大事だなと思いました。

スライド5の「辰野高校フォーラムと地域検定」というのは、地域の中で、文化祭でフォーラムをやって、地域の町おこしとか、自分たちが集めた教材を地域検定にするというもので、すごくおもしろいなと思いましたが、そういったことで地域に関心を持ってもらうということをしています。そういった中で、開かれた学校づくりのために、やっぱり教員研修が必要で、私は多摩市の教員研修に参加しながら、やはり地域と一緒にやっていくということがESDにとっても重要ではないかなと思います。

ESDについては、先ほどから何回も説明がありますけれども、私が一番やはりすごいなと思ったのは、日本のNGOが提案して、日本の政府が提案して採択されたということです。けれどもあまりよく知られていない。私には、この「開発」(スライド8)という言葉がずっと引っかかっていて、何で「開発」というのかなと思っていました。この「Development」という言葉の意義の説明を聞いてずっと腑に落ちたんですけれども、封筒というのは閉じるというのはEnvelopmentといいますけれども、Developmentというのは、その逆で開くという意味です。だから、知識がないために動けなかったのが、いろんなことを知ることによって人間が動くようになるということはDevelopmentなんだというわけです。そのためには教育が重要だということを説明されて、私は非常にわかるようになりました。

英語というのは、往々にして意味がよくわからないまま使われていますが、やはり言葉の定義から説明しないとわかりません。

「持続可能な開発のための教育」が実際に日本政府の提案で、ヨハネスブルグで採択されて2005年から実施されていて、実は去年が中間年であったわけです。先ほど言いましたけれども、2014年に最後を迎えて日本で報告しなければいけないというように今まさしく真ただ中にいるんですが、教員世界の中ではなかなか知らない人が多いです。

この持続可能な社会ということで、持続不可能な社会はどうなっているのかということで、よく使われている例ですけれども、私が一番今タイトルとして重要だと思うのは、今の日本の財政状況ですよ。90兆円支出して40兆円弱しか税収がない国について、これは持続可能なのかと考えてします。大人が責任を持ってやっていかなければいけないという中で、この「教育の10年」というのは何かというと、いろんなことが絡んでいるんです。特に消費者

教育に関していえば、このスライド8にある「農業の衰退」とか、「過剰消費」の問題、「世代間の断絶」とかいろんなものがESDの内容に含まれているので、要するに今学校現場で新しくやるのではなく、今やっていることがESDの一つの重要なことであり、それをいかに繋げていくかというのが大切であることを勉強しました。

ESDで一番重要なのは、やっぱり先生が一方的に教えていたということではなくて、やはり教えるという概念を変えていかなければいけない。先ほどの例もありましたけれども、いろんなプロの方を連れてきて、いろんな授業を先生がファシリテーターとなってやる。これは一見簡単そうに見えるんですけどもなかなか難しい。確か昨日、「高校生の意識調査」をやっていましたけれども、日本の高校生は外国に比べて教科書でやる授業が好きなそうですね。教科書でやる授業が当たり前だと思っている中で、こういったことというのは、特に教員の中でも非常にすごく難しい問題ではないかと思います。

昨年「ボン宣言」というのが出されて、ESDがなかなか浸透していないとされている。どうしたらいいのかということで内容がスライド10に出ています。1つ目、「ESDが教員養成及び現職研修に統合されるようなカリキュラムが必要である」と。2つ目、「ネットワークを構築させるための教員の支援をしなければいけない。」3つ目、「とりわけ教員が、大人数を対象とした授業でもうまく機能できるような戦略を策定し、評価もきちっとやらなければいけない」ということが、ボン宣言で出されています。

ESDについて、ユネスコがつくっているテキストの中に出っていますが今までやってきたことと、ESDというのはどういうふうな違いがあるのかということ、先ほどからいろいろ出てきましたけれども、例えば教科との関連性を付けなさいとされています。例えばさっき家庭科と社会科というのが出ていましたけれども、では社会科と家庭科以外の教員はESDやらなくていいのかというわけではないわけですね。

あと未来志向、行動ですよ。また、日常生活との関連づけ、普段と遠い世界との関連づけ、教室外の学びと、こういったものがESDを推進するための教材として必要な項目だということ、イギリスの教育技能省というのが発表しているということは、非常に参考になると思います。

現代社会という教科も、週2単位しかないながら課題学習というのがあって、これを地域レベルでやるためには、地域教材をつくらなければいけないだろうということで、今私が地元の板橋で現代社会の教材づくりをしています。例えば「豊かかって何」という項目があります。ちなみに指導要領でいうとスライド13の1番、豊かな生活と社会福祉。2番、日常生活と宗教。3番、科学技術の発達と生命の問題。4番、資源・エネルギー。5番、地球と地域の環境問題。この5つの課題の中から2つ程度選択して課題学習をやりなさいというのが、文部科学省の指導要領です。

例えば豊かな社会のところで、私は、このNPOに関わっている方の生き様というか、なぜNPOに関わるのか、お金ではなくて、やっぱり精神的なゆとり等を求めてやっているんだということを教材として挙げました。

次に例えば、大湯さんという方、この方は車いすの方で、車イスでJRに搭乗拒否されたことに対して、彼がどういうふうに取り組んでいたかということ、ノーマライゼーションのと



ころで取り上げました。

つまり、先ほども出ましたけれども、やっぱり制度を一番動かすのは、人が入っているということです。人間の生き様ということで、その方と一緒に語るということが人間を動かすということは、昔から変わらない点ではないかなと思います。私は、例えばフェアトレードの問題とか、いろんなことをやっていたので、これを教材として作成しているということです。

スライド 14 は今年の報告でも発表しましたが、高校 1 年生がフェアトレードで取引したインドのサリーを着ている写真です。やはり教科だけでは時間がないので、教科を超えて文化祭等でいろんなことをやっていくというのは、非常に効果的ではないかなと思います。今、左の子は高校を卒業して専門学校へ行っていますが、これを契機かわからないですけれども、外国に留学して勉強したいと言っています。右側の子も、遅刻が年間 100 回を超えている子で、この子たちは本当に勉強は嫌いでしたが、こういうことになると好きな子というのは、結構いるんですね。そういった子たちがやっぱり生き生きとするようなものというのを学校で与えていかないといけないのではないかなと思いました。

スライド 15 が高校 2 年生のときにやったフェアトレードで、北海道でファームステイを行なって、ただ行なうのではなくて、そこからお世話になった農家から野菜を買って、これを文化祭で売るということをやりました。

先ほどのフェアトレードで女の子はノリノリだったんですけれども、男の子は全然だめでした。けれど、こちらの購入のときには自分たちも関わっていますから、一生懸命やってくれました。だから、教科と、特に学校の活動を結びつけるということは、続く秘訣ではないかなと思います。

私が一番うれしかったのは、去年実質現場にいなかったのですが、こういうことは続けてもらっていることです。生徒がいいと思うし、親もいいと思うからこういうものを続けているわけであって、これはやはり ESD で重要ではないかなと思いました。

最後に教員研修ですが、私は多摩市の教職の ESD セミナーに参加して、すごく参考になると思ったので、報告していきたいと思います。

ポイントは、まず実施時間帯ですが、14 時半から 17 時ということで、学校の勤務時間内でまず教育センターがやる。先生方が出張として来られる時間にやる。小学校と中学校でグループを作って、ESD についてまず第 1 回目で発表しましたが、やっぱり ESD とは何かというところからまず始まっています。

中学校に関して、今東京都で多いのは職場体験というもので、週 5 日間、1 週間やっています。この職場体験を少し ESD 的にやるためにはどうしたらいいのかということが課題になりました。ちなみに小学校は食の問題ですね。これを ESD 的にどうするかというのが、最初の課題になりました。

2 回目の研修で職場体験が取り上げられました。中学の場合、やはり人的なつながりはなかなかできないんですね。公立の先生は、最近では 5、6 年で転勤です。地域に開かれた学校と言いながらも、私が私学で、板橋でできたのは 10 年を超えてですから、人とのつながりをやはり知らなければいけない。そういう中で、こういったものが ESD 的に必要なのだというの

が2番目のところでした。

3回目「職場体験のプラス」として、どういふふうにESD的にやるのかが討議されました。例えば今まではただ単にお礼の手紙を出して終わっていたのを、そこでお世話になったお店で「環境問題への取り組み」などのテーマを意識することでもっと活かせるのではないかと、具体的な提言をするということが必要ではないかというのが出ました。

5回のシリーズだったのですが、やはり今言いましたけれども、グループとして提案をできるような問題解決能力を養うために、レポートとしてまとめるということが挙がって、こういう検証をやって、2010年度は実際にこれをやるということで、すでに始まっているそうです。

スライド21は最後のまとめです。結局教員養成ということで今回、私もそういうことに関わっており、先ほどのボン宣言に沿って、私なりの課題を言いますと、例えばカリキュラム的なことというのは、やはり学校の教職課程とか、教職大学院のカリキュラムに入れられない。教員というのは教わったことしか教えられない、ということちょっとおかしいですけども、こういったことをやっていかないと、やっぱり浸透は図れないのではないかと思います。

2番目、ネットワークの構築ですけども、やはり地域に開かれた学校づくりというのは何かというと、やはり公立も私立も関係なく、各地区の教育センターでこういったことの研修を設けて、自分たちが何か困ったときに、こうしたらどうしたらいいのかという、そういう教員の援助があるようなこういう研修システム、上からの研修ではなくて、一緒に作り上げるということの研修というのが、今すごく求められているのではないかなと思いました。

最後です。やはり教科の問題とか、いろんなことの中で、一番私が今日言ってほしいと、日弁連のほうから言われたのは、北欧型の授業が何でできるかということ、まず1クラスの人数が全然違います。向こうは大体約20名ぐらいです。日本の学校の教員というのは、授業が終わっても部活とかいろんなことがありますけれども、聞いている限りでは北欧では授業が終わったら基本的に自由で、家に帰っての教材づくりなど、授業に専念できるというように、勤務形態が全然違うわけですね。視聴覚教材とか、いろんな整備が遅れています。だから、要するに先生が授業に専念できるような整備をやはりやっていかないと、持続可能な開発のための教育の推進はできないということを、私はすごく感じました。

とりあえず、ちょっとまとまりがない報告で申し訳ありませんが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。最後4人目の報告者として、麻布学園非常勤講師の齋藤美重子さんよりご報告をいただきたいと思います。資料の6,46ページ以下をご参照ください。よろしくお願ひします。

実践例報告4(消費者市民教育に向けた取組)

「A高校1年生活総合(家庭科)授業実践 - 『消費生活』『生活設計』『社会保障制度』を取り入れた授業案 - 」

齋藤美重子さん(日本女子大学大学院・麻布学園非常勤講師)

(齋藤・麻布学園) 日本女子大の大学院の齋藤美重子と申します。よろしくお願ひいたします。



生涯設計を軸に消費者問題，社会保障制度を取り入れた授業実践についてお話しいたします。他の先生方のすばらしい実践をお聞きしておはすかしい限りなので，手早く進めたいと思います。

では，早速ですが，消費者市民社会を取り上げた経緯からお話しいたします。直接的には平成 20 年版の国民生活白書を読んで，先ほども松本先生からお話がありましたように，消費者教育が導入されて 20 年あまりが経過しているのに，浸透していないということにショックを受けたことがあります。そして，これを読んで改めて消費者市民とは何なのかとか，どうしたらそうした市民が育つのかということ考えたことがきっかけになっています。

それからもう一つは，以前から，消費者問題を取り上げていても生徒たちの反応は鈍く，自分には関係のないこととされているような生徒たちが多くて，何か生徒たちの関心を向けるテーマはないか。それが自分たちの生活だけではなくて，社会と関連していることを学ぶということが出来る題材はないかと考えていたことがあります。

今日変化の激しい社会ですから，そのときに起こった問題への対応ではなくて，どんなライフステージであっても，どんな社会になっても対応できる力をつけてもらいたいし，そのためには，現状を批判的に分析してもらいたいと思っています。将来を見通した生活設計をするとともに，主体的に家庭や地域社会を想像する能力と実践的態度を育てたいと思って，それで身近な「お金」に注目して，カリキュラム計画を練ってみました。

家庭科は，各教科で学んだ個別の知識を生活するという視点から繋げる教科でもあります。ですから，消費者問題をライフスタイル，それから，人権・健康・環境というような柱からアプローチしてみました。なぜ買うのかとか，何を買うとどういうふうになるのかと，どこに影響を及ぼすのかといったことを考えさせるものにしようと考えたんです。

ここで，高校生の現状としては，通学定期がチャージのできるような電子マネーにもなっていますし，インターネットショッピングなどで本の購入などもしております。また携帯電話に架空の請求メールが届いたという生徒もおりますので，消費生活分野では，パソコンや携帯を利用することで起こる問題に対しては関心が高いと思います。また学費を払えずに高校をやめざるを得ないような同年代の子どもの貧困についても関心は高いところです。

こうした状況を踏まえて，クレジットカードがプラスチックマネーと呼ばれてもいますから，それらを含めての「お金」の役割，稼ぐ，使う，貯める，借りる，分け合うといった役割を自分に引き寄せて考えて，対話を通して学びあうとともに，市民として行動へ結びつけることを目標として設定いたしました。

授業カリキュラムの概要について，具体的な授業の流れは資料集の 50 ページ， に示しております。大まかな流れは，まず導入，それから金利と法律関連のこと，それからサイバー

犯罪の現状，これがちょっと古いので，新しいものでもご存じでしたら，また後で教えてください。4番目，消費者問題の発生の要因とその変遷から消費者の権利と責任へということ，それから5番目，社会保険制度について公的保険制度の必要性についても学びあうということです。最後に，まとめとしてお金とどう向き合っていけばいいのかというのを話し合っ，消費者市民社会について考察するという予定でしたが，消費者市民社会までは時間切れでたどり着けませんでしたので，ですので，期末試験に出したわけです。

そこで，期末テスト問題については，お手元の参考資料の52ページの をご覧ください。国民生活白書と朝日新聞の高村薫さんの記事を一部抜粋して引用させていただきました。

「消費者市民社会構築に向けて課題と方策について述べよ」という問題を出しました。ここではじめて生徒たちは消費者市民社会という言葉に出会うわけですし，私としては消費者市民社会について，何か考えるきっかけになってくれればいいなと思っていたので，サービス問題のつもりで出しました。

授業中ですと本気になって考えない子もいますので，試験ならば考えるかなということと，仮に試験勉強をしていなかったとしても，その場で読んで考えれば書ける問題ならばやるかな，という思いがあったわけです。

それでは生徒たちの試験問題の解答について，いくつかご紹介していきたいと思います。まずは，ちょっと批判的なものを一つ。北欧など小さな国だからできることではないか。日本のように市民が育っていない国で真似しても，同じようにはいかないのではないか。現実的には，受け身人間の多い日本人にあった消費者問題対応策が必要であろうといったもの。それから消費者市民社会という言葉自体，はじめて聞いた。こうした社会の実現のためには，子どもころからの教育が欠かせないと思うとか，方策として，まずはテレビCMなどのメディアを使い，消費者市民社会という言葉を広めることから始めなければいけないとか，それから変動の時代だからこそ，どんなときにも，または形を変えても対応できる能力が必要になってくる。しかし，マスメディアもオレオレ詐欺など，ある消費者問題が起こると，そのことばかりを伝え，その場しのぎの対応になっている。そのときに常に消費者市民という意識を伝えることが大切だと思う。消費者市民社会実現へ向けての法律，制度を整え，上からの強い力が必要だといったもの。

それから次ですね。自分たちにできる役割を考え，実行に移すことでのみ社会が変わるし，今の日本の社会はある意味発展途上の国であると。個々が深い関心を持ち，つながりを意識すべきである。従来の教育は効率第一主義の社会と変わることのないものである。社会を変えていくためには効率第一主義ではなく，ノーマライゼーションの理念の下，教育を根本から見直していかなくてはならないというものなど，ちょっと生意気なんですけど，概ね消費者市民社会がこれから日本にも必要という意見でした。

このように生徒たちは社会の現状とか，消費者の心理などに理解を深めて，社会の今後の在り方についても考察し，自分自身の生活を見直すきっかけにもなったようです。しかしながら，意識はできていても，実際の行動に結びついているかといえば，そうではないという点が，今後の課題の一つです。

また今回は，生活が様々なことと複雑に関連しているということを実感してもらいたく，

生涯設計を軸に消費者問題を人権，健康という柱からアプローチを試みたのですが，散漫になってしまったのではないかという危惧もあり，今後どのようなカリキュラムを組み立てていくかというのは，ぜひ皆様方のご意見をお聞きしたいところです。

それから，家庭科の学習指導要領では，実践的・体験的な学習活動を通して生活に必要な基礎的な理解とそれらを活用して課題を解決するために工夫し，想像できる能力と実践的な態度の育成をめざすものと書かれているわけですが，ここでは体験的な学習活動がないという反省があります。時間がなかったということですが，これがもう一つの課題です。生活者の視点から多角的に，総合的に判断する力を育成できればと思っています。

さらにまた時間数が足りなくなり，1学期の期末テストという形をとって，消費者市民社会について考えさせたわけですが，答案には消費者市民とは一体何なのかよくわからないといったものも見られて，それに応えてみんなで意見を共有するということが試験ではできないので，事前に授業の中で説明しておかなければならなかったかなという反省もしました。ただ，消費者市民社会とはこういうものだという講義をしたところで，テスト前に覚えて，テスト後には忘れてしまうということになると思います。もっと生涯学ぶ意欲をもって，生活を主体的につくっていくためには，日々の生活に関心をもって子ども同士が学びを交流しあう場が大切です。ですから，今後は実際の買い物とか，ロールプレイとか，体験的な学習を取り入れながら，小中高と系統的なつながりを持たせることが大事なのではないかと思えますし，1教科だけでなく，他教科との連携を図ることも大事な課題と考えます。

最後に，生徒たちの批判的な志向や，問題解決能力の向上のためには，教師自らの発達が必要だと思えます。会場にいらっしゃる先生方をはじめ，様々な業種の方との交流を通して，私自身も学んでいきたいと思えます。以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

（司会）ありがとうございました。今まで発表された先生方に対して，質問，ご意見等がある方におかれましては，資料にはさんであります質問・意見用紙というものがございますので，それにお書きください。その後に回収箱を持った係の者がまわりますので，その回収箱のほうに入れてください。またこの後にパネルディスカッションが続くんですけれども，そのときにまた意見のある方につきましても，同じようにお願いいたしたいと思います。

それではここで休憩をとりたいと思います。この会場の時計で45分になりましたら始めさせていただきますので，そのときになりましたらまたご着席ください。よろしくお願いいたします。

休憩時間の間ですが，ここでシンポジウムに来た祝電を読ませていただきます。

## パネルディスカッション

(パネリスト・50音順)

加藤さゆりさん(消費者庁・参事官)

高口 努さん(文部科学省・生涯学習政策局・男女共同参画学習課長)

高橋義明さん(内閣府・経済社会総合研究所・主任研究官)

西村隆男さん(横浜国立大学・教育人間科学部教授)

(コーディネーター)

平澤慎一/白石裕美子(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事)



(司会) 消費者庁参事官の加藤さゆりさん。文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長の高口努さん。内閣府経済社会総合研究所主任研究官の高橋義明さん。横浜国立大学教育人間科学部教授で、日本消費者教育学会会長の西村隆男さん。そして、コーディネーターを務めますのは、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事の平澤慎一弁護士と白石

裕美子弁護士になります。それでは、ここで司会をコーディネーターに引き継ぎたいと思いますので、平澤さん、よろしくお願いいたします。

(平澤幹事) 今紹介いただきました平澤です。時間が非常に押しておりますので、パツパとやろうかと思えます。前半の報告をお聞きしまして、消費者教育の重要性というのは国際的な潮流ですし、その内容については消費者被害に遭わない知識や意識を身に付ける、そういうことの他に、消費者市民社会を実現するための教育と、そういう方向性もあるというふうなお話だったのでないかと思えます。世界的潮流という中で OECD の動きや国連の動き等も紹介がありましたけれども、この点について OECD のほうで実際に研究に携わってこられました内閣府の高橋さんにお聞きしたいと思えます。その OECD の勧告が 2009 年、去年の 11 月に行われていますけれども、その勧告での消費者市民社会に向けた教育への方向付けとか位置付けについて、お話しいただければと思えます。お願いします。

(高橋・内閣府) 内閣府の高橋と申します。よろしくお願いいたします。簡潔にお話をしようと思えますが、資料では 76 ページ、77 ページに資料を付けておりますので、そちらをご覧くださいと思えます。あわせて、具体的には 154 ページ目に、これは消費者庁が発表した資料ですけれども、政策勧告の内容について載せておりますので、こちらも適宜ご覧いただければと思えます。OECD で消費者教育を扱うことになった経緯の前に、前半でも OECD という言葉が出てきましたが、OECD が何かというのをあまりご存じない方もいると思えますので、まずその話から始めたいと思えます。

OECD 自体は、1961 年に NATO の経済部門として政府間条約として誕生しております。したがって、政府間の機構、国連の機関ではなく、この条約に参加した 30 か国のみで構成さ



れて、アジアからは日本と韓国が参加しています。この OECD は、各国のシンクタンクというような呼ばれ方もしていますが、大きく分けて二つの役目を果たしております。一つは、今日紹介する分析レポートというのが、教育でも出ておりますけれども、こういうレポートをつくって、各国の政策がどういう状況にあるのか、ベストプラクティスは何か、というのを分析しております。

もう一つが、これは政策勧告というのが教育でも出てきますけれども、ガイドラインとか勧告というのをつく

って、各国の政策の方向性を一定のものにしよう、すりあわせをしよう、ということをしています。それが二つの大きな役割になっています。その OECD に消費者行政の高官、高官といったらいいハイレベルの方が集まる消費者政策委員会というのがあります。そこは OECD の中でも古い委員会で、1969 年につくられていて、年 2 回集まっています。例えばフィンランドの消費者オンブズマン、それからデンマークの消費者庁長官とか、そういうそうそうたるメンバーが参加して、まさにこの人たちが決めれば、消費者行政の方向性が決まるというような委員会になっています。

そこで、OECD はいろんな業務をしているわけですがけれども、何の業務をするかというのを予め各国で決めて作業を進めるという、そういう業務の進め方をしておりますので、その中に消費者教育プロジェクトが入って、実施に移されたということです。

具体的な足取りは 76 ページの上の表にありますけれども、2005 年 10 月はちょうど新しい事業計画、予算を決める時期にあります。そのときに消費者教育は日本から提案をしたものです。この提案を受けて各国と協議をする中で、最終的に 2006 年 12 月に了承を得て、開始されたということになります。作業自体は 2007 年から始まって、調査票を 2 回行う。それからちょうど隣に座っていらっしゃいます西村先生も参加していただきましたけれども、消費者教育に関する合同会合、これは 200 人強の、まさに消費者教育の著名な方を勢揃いさせたといってもいいと思いますけれども、そういう会議を行って、一つの成果として分析レポートをとりまとめたということ。レポート自体は、どういう政策を行っているか、優良事例としてどういうものがあるかという内容になります。そして 2009 年に最終的なゴールとして政策勧告を了承して公表するという流れで進みました。

私が考える分析レポートの注目される取り組みとして幾つか、76 ページの下のところ載せておきました。まず今日の議論である消費者市民社会というのが、かなり意識されております。合同会合のときにもそういう議論がされましたけれども、この消費者教育の目標が、被害の防止というのとどまらず、社会の、あるいは環境という問題解決を図るという、そういうところまで拡がりを持つべきだし、そうした考えで行うべきではないかという点が強調されまして、実際にフィンランドとかフランスなどでは、そういう目標を掲げています。

それから、前半のセッションでも言葉が出てきていましたけれども、批判的思考方法、あるいは問題解決をするという、ある意味「生きる力」としての能力向上自体が目指されるべきではないかという点が強調されています。そして、それを実現するためにガイドライン、



あるいは学習指導計画，ちょっと呼び方はいろいろありますけれども，消費者教育に関わる複数教科に一貫性，統合性をもたせるような形をしようとしている国々が現れている。

次の点は，これも前半のセッションでかなり出てきていましたけれども，教育内容は生徒の関心，生徒のニーズというのを出発点にすべきであるという点。それから，教員養成，育成という部分の重要性というのが認識されて，実際にこれに対する取り組みが消費者関連部局，教育関連部局の協力の下で行われている国々が見られてきているということです。

一方で，課題として77ページに書きましたけれども，六つの課題が挙げられておりまして，全体の戦略が欠けるとか，質を高める必要がある，あるいは消費者教育そのものの機会は，実際上は限られている。統一性・一貫性を図るようにしている国もあるけれども，基本的にはそれが欠如しているのではないか。それから生徒，あるいは先生のモチベーションということが，必ずしも高まっていないのではないか。それを高める必要がある。それとリソースの問題，それらが掲げられました。

そうした課題を解決するために，どういうことをすべきか，ということでもまとめられたのが，政策勧告になっております。77ページの下のほうにまとめてみました。目的の中に，批判的思考を身につけ，意識を高めるのに役立つ，そういう教育というのが消費者教育だということ。また報告の三つの柱において，一つは戦略を持つべきで，その戦略においては教育ニーズ，あるいは学術的研究に基づくプログラム化というのが重要ではないか。それから2番目の柱は最も適切なアプローチをとるべきということで，教科が1科目，あるいは複数に分かれるというのはあるのですけれども，それを一貫性を持たせるべきという点。それから問題点でもありました教員訓練プログラムというのに消費者問題を含めるべきではないかということ。3番目の柱は，利害関係者ですね。いろんな関係者が消費者教育には関わっているわけです。その協力と調整が必要だ。特に，教育担当当局と消費者当局との間の協力は必要ではないかというような点が強調されております。

付属書として，持続可能な消費，それからデジタル能力と訳しましたが，Digital Competence という英語になっていますけれども，そのための教育を特に進めるべきだということで書かれておりまして，この勧告は3年後にレビューをしますという，かなり短い期間でレビューをすることになっておりますので，各国これで頑張ってくださいというような中身になっております。以上です。

（平澤幹事） ありがとうございます。

（白石幹事） では，西村さんは，消費者教育を長年研究されてきて，日本消費者教育学会としても様々な提言をこれまでされてきているわけですが，前半の報告を受けて消費者教育の重要性，そして今後のわが国の消費者教育の方向性について，お考えのところをお教えいただければと思います。



(西村・横浜国立大学) 消費者教育のこれまでの流れというのを見てきますと、やはりどなたかがご指摘されていたように被害の防止、要するに消費者が自分の身を守るというようなところに中心が置かれていたと思います。それが今日の前半のご発表、それから高橋さんのOECDのご報告等を踏まえると、やはりこの消費者教育が一大転換点を迎えているということだろうと思うんですね、その世界的な潮流として。詳細は今日のブルーの表紙の資料の78ページ以降ページですが、昨年12月に書いたもの

を掲載させていただいていますので、ご参照いただければと思うんですが、やはり、個人が社会とどう関わっていくか、消費者として権利と責任を自覚して、どう社会に影響を与えていくかというかなり強いインパクトを社会に与えるような消費者像というのが、これからの社会で必要になってきていると考えています。その場合に、やはりモデルとするところが北欧にあたり、あるいはEUにあたりするんだろうと思うんですね。

そういう意味では、転換点、今申し上げたような大きな転換点にさしかかっていると思います。さりとて、先ほど麻布学園の齋藤先生のご報告の中で、さすが麻布の生徒だと思ふような問題に対する回答がいくつもありましたけれども、消費者市民社会構築に向けた課題といわれて、さあ書けといわれて僕もあれだけの答えが書けるかというのを、ちょっと思ったりするところもあって、あの中で広告戦略というのが一つあるなとちょっと印象を持ったんですね。テレビCMを流して、まずは言葉を流してしまおうというのも、一つの手かなと思ったりしました。どこかの携帯会社みたいに、白いワンちゃんかなんかを使って、「僕も消費者市民の1人です」みたいなことを言わせて広げていって、その上で考えさせていくということも手かなということもちょっと考えたりもしてみました。

この間、北欧に行ったり、あるいはOECDの会議に出席させていただいたりする中で、ポジティブな消費者をどうつくっていくかということに海外の皆さんは非常に真剣になっているわけですね。何か日本の場合には自分たちが、消費者問題というものを非常にネガティブに捉えているわけです。消費者被害に遭ってしまった。それは辛いことなんだけれども、憤慨するところであるし、救済を求めらるだけだけれども、救済を求めて終わってしまう。個人の問題解決で終わっているわけですね。それも問題が解決すればですけども。そうじゃなくて、もっと社会に働き掛けていく、その仕掛けをやはり教育の中で作っていくということだろうと思うんです。

だから、先ほどの弁護士の島田先生の北欧報告の中に出ていました消費者市民社会の、あるいは消費者市民教育の四つの領域があったかと思うんですが、その一番最初の部分に home management and participation という言葉がありました。家庭経営と参加という言葉がありまして、まずは身近な家庭の中でのことを考えていく。家庭の中でお金の回り方でもいいですし、ゴミの処理でもいいですし、そういうことを子どものころから考えていって、その処理の仕方がどうなのか、それが社会とどう結びついていくのか、お金の使い方がどうなの

か、それが社会とどう結びついていくかというようなことを考えさせていくところを入り口としていますね。

パーソナルファイナンス、個人の家計管理の問題、それから、消費者の権利と責任の問題、それからメディア、あるいはコマーシャルメディアを批判的に読み取る力をつけていく。そういう中で最終的なゴールは、サステナブル・コンザンプション、「持続可能な消費」を作り上げていこうということなんです。ですから、そういう考え方をこれから新しい消費者教育の姿として、われわれが認識して拡大していく、研究し拡大していく必要があるだろうと、そんなふうに考えています。

（平澤幹事） ありがとうございます。今高橋さんと西村さんのほうから、消費者市民社会の方向、あるいは消費者市民社会をめざす教育の重要性というようなことについてお話しただいて、国際的な潮流であるとか、一大転換期を迎えているというところを聞いていただきました。

それで、ではわが国の消費者教育というのは、どういう状況にあるのかということをお話していただきたいと思います。文部科学省の高口さんにお聞きしますけれども、新しい学習指導要領が改訂されて、その中で消費者教育の内容も盛り込まれているんですけども、その内容の面からどういった消費者教育がなされることが期待されているか、消費者市民社会に向けた教育との結びつきも含めて、お話しただければと思いますが。

（高口・文部科学省） 文部科学省の高口と申します。日弁連はじめ、また今日お集まりの皆様方には本当に消費者教育につきまして、いろいろご尽力・ご支援賜りまして誠にありがとうございます。また、先ほどもいろいろ学校の取り組みなどもお聞かせいただきまして、誠にありがとうございます。

学校教育におきましては、先ほどのご発表にもありましたように、社会科、技術家庭科、家庭科において消費者教育が行われているということでございますが、今度の新しい学習指導要領におきましては、消費者教育に関する部分というのは、非常に充実されました。

資料をご覧いただきたいと思いますが、63 ページからになりますが、小中学校の学習指導要領のポイント、また高等学校の学習指導要領の改訂のポイントがございます。小中学校は平成 20 年に告示、高等学校につきましては 21 年ということでございますが、この基本的な考え方というところにありますように、教育基本法等で明確になった教育の理念を踏まえて生きる力を育成する、また知識技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視していく、そういった基本的な考え方での改訂が行われているということで、この 3 番目の教育内容の主な改善事項がありますけれども、いろいろ改善事項があるわけですが、その中で下の重要事項というところの中にも、これは小中学校・高等学校ともに消費者に関する学習を充実ということが位置付けられているというところがございます。

それで、この新学習指導要領につきましては、先日新聞で 3 月の末に小学校の教科書検定





が終わったという、検定結果の発表がありましたけれども、小学校につきましては、今年度は各教育委員会で教科書の採択がございますので、この全面実施になりますのは平成 23 年度から、中学校につきましては 24 年度、高等学校につきましては 25 年度からということで、一部総則などは、先行実施はされておりますけれども、そういったスケジュールで新学習指導要領が実施されるということになっております。

消費者教育に関する内容につきまして、先ほど福井大学の荒井先生のほうからご説明がありましたけれども、概略につきましては 66 ページに書いてあるとおりでございますが、もう少し細かく見てまいりますと、67 ページからのほうになります。

小学校につきましては、家庭科の第 5，6 学年におきまして、身近な消費生活と環境というところで、物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えるということとか、身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるというところがありますが、今回の指導要領の改訂で特に加わったところは、この下の自分の生活と身近な環境との関わりについて気付き、物の使い方などを工夫できること、こういったところが新しく加わったというところがございます。

あと中学校につきましては、社会科の公民的分野におきまして、市場の働きと経済、国民生活と政府の役割、こういうところで消費者保護などを市場の働きに委ねることが難しい諸問題について、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせるということになっておりますが、ここの部分につきまして、内容の取り扱いということで消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと、こういったところが新しく加わっているところでございます。

この中身といたしましては、別に学習指導要領解説というのがあるのですが、消費者も自ら利益の擁護のために自立した消費者となることを伝えなければならないことや、どのような消費者行政が行われているかについて理解させるという、そういう内容だということでございます。

あと次に、技術・家庭科の家庭分野においての消費者教育に関する部分がございますが、特に、身近な消費生活と環境という部分におきまして、アのところで、自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること、これが新たに加わったところでございます。

また、従来からありますけれども、販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入、活用ができる、そういったことなども、家庭科で行われるということでございます。

また、この内容の取り扱いにつきまして、中学生の身近な消費行動と関連して扱うことということになっておりまして、ここも新しく加わっておりますが、特に指導の中身については学習指導要領の解説におきまして、本日の資料の中にも参考資料に付けられております。ページが 110 ページのほうになりますが、これが中学校の家庭分野の指導要領の解説になりますが、その右側の部分の 67 ページと書いてあるところのちょうど真ん中からちょっと下のあたりの段落で、「指導にあたっては」と書いてありますけれども、消費者に関わるトラブルについてロールプレイングをしたり、地域の消費者生活センターを見学するなどの学習活動

が考えられるということで、かなり実践的な内容の指導も行われるよう改善を図っているというところでございます。

続きまして、高校でございますけれども、高校につきましては、この資料の69ページのほうになります。公民分野におきまして、現代社会と政治・経済で行われているということで、現代社会におきましては、ここにありますように現代の経済社会と経済活動のあり方ということで、市場経済の機能と限界などについての理解を深めて、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させるというような内容になっているということでございまして、特に内容の取り扱いのところ、個人や企業の経済活動における役割と責任については、消費者に関する問題などについても触れることとされているということでございます。政治・経済につきましても、大体同様の内容になっております。

あと家庭科でございますけれども、家庭科におきまして家庭基礎と家庭総合というのがございますが、家庭基礎におきましては、ここにもありますように生活の自立及び消費と環境というところにおきまして、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること、環境に配慮したライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計させるというようなこと、また、生涯を見通した生活における経済の管理や計画についても考えさせるように、そういったことが盛り込まれているということでございます。

家庭総合におきましても、これは、内容はかなり充実しておりますので、この(3)にございますように、生活における経済の計画と消費ということで、生活と社会とのかかわりについて理解させると、生涯を見通した生活における経済の管理、計画の重要性について認識させるということ、消費者としての主体的に判断できるような消費行動や意思決定をする、また、消費者の権利と責任について自覚して行動できるようにする、そういったことが、今回の指導要領で新たに盛り込まれているというところでございます。

消費者市民社会の形成に向けた教育内容ということにつきましては、これにつきましては各教科の内容というよりは、共通の指導の内容といたしまして、学習指導要領の総則というところがあります。それが72ページのほうになりますけれども、ここで例えば1のところにありますように、学校の教育活動をするにあたって、2段落目のところですが、各学校において、生徒に生きる力を育むことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するという、また、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育む、そういったことが各教科の共通の事項として実施されなければいけない。

そういうことによりまして、これは一番下の道徳教育にかかる部分ですが、道徳教育の指導などにおきましても、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身につけるようにすることなどに配慮するということが書かれておりまして、まさに今日議論されております消費者市民社会の形成に向けた教育の方向性というところが含まれていると考えているところでございます。以上でございます。

(平澤幹事) どうもありがとうございました。学習指導要領の中でも、生きる力というようなテーマが大きくクローズアップされていて、今日議論しているような消費者市民社会へ



向けての教育へ結びつくということだと思います。ありがとうございます。

今度は、消費者庁の加藤さんに伺います。先日、消費者基本計画というのが政府のほうで策定されていて、資料の 54 ページ以降にありますけれども、その中でも消費者教育自体が重点的な取り組みとして挙げられています。

ここでいう消費者教育というのは、どういう中身なのか、消費者庁としてどういう形で進めていくのかということについて、報告、お話ししていただければと思います。

(加藤・消費者庁) 消費者庁の加藤でございます。今、平澤先生からご紹介いただきましたけれども、3月末閣議決定いたしました新たな消費者基本計画につきまして、54 ページ以降から資料がございます。その中に、ページで申しますと 56 ページに、消費者政策の基本的



方向という項目もございます。時間がございませんので、また後ほどお読みいただきたいと思います。

それから、消費者庁が 22 年度から具体的に取り組む施策につきましては、資料の 60 ページ以降に書かせていただいておりますので、また随時ご覧いただきたいと思います。

さて、消費者教育を約 20 年にわたって行っているにもかかわらず、依然として消費者教育を受けてきたはずの今 20 代、30 代、こうした若者の消費者被害というものが依然として多いということですが、冒頭から今までのような被害に遭わない消費者教育というのではだめなのだとすることが、盛んにいろいろな方々からのご発言の中にもございました。

私、あえて申し上げさせていただきたいと思いますが、お手元の資料の中の 65 ページに、さっき高口さんからもご紹介がございましたけれども、新しい学習指導要領の実施スケジュールというのが、資料の中にございます。今現在は、このスケジュールに基づきまして、新しい教科書が随時できていくという状況の中でございますが、私は、被害に遭わない消費者、騙されない消費者を育てるといって消費者教育として最低限のことが、これまでできてこなかったのではないかと考えているところでございます。

ですので、あえて申し上げれば、消費者教育の原点に立ち返って、被害に遭わない消費者を育てる、消費者教育が確実に行われるようにしたいという思いも、強く持っているところでございます。この被害に遭わない力というのは、最低限の生きる力というふうにも考えているところでございます。

本日お集まりの日弁連の先生方をはじめとして、日頃消費者教育に熱心にお取り組みのご来場の皆様方でしたらば、この消費者教育の現状、消費者被害の現状を考えれば、被害に遭わない消費者を育てる消費者教育の重要性ということについても、最優先で進めていかなければならないことのひとつだということ、十分ご理解いただけるのではないかなと考えているところでございます。

さらに申し上げれば、二兎を追う者は一兎をも得ずとも申しますが、今ここで被害に遭わない消費者を育てるといってもしっかりやらないでいくと、やっぱり 10 年、20 年先に若

者の消費者被害は多いままの状態が続いていきはしないかという懸念も、私は強く持っているところでございます。

こうした状況の中で、私は消費者庁に、昨年、発足と同時に着任をしたわけでございますけれども、長年消費者運動、市民運動に取り組んでまいりました。ですから、市民社会ですか、市民教育の重要性、必要性についてはよく理解をしているつもりでございます。

ただし、これもあえて申し上げれば、それを消費、あるいは消費者という言葉をつけてその範囲に限定することが、本当にいいことなのかということについては、まだ整理ができずに疑問を感じております。

なぜならば、私自身のこれまでの仕事とも深く関わっておりますけれども、これは私だけではなく、ここにお集まりの皆様方も日頃からお取り組み、あるいは高いご関心をお持ちだろろうと思っておりますけれども、男女共同参画ですとか、あるいは途上国の貧困問題ですとか、平和の問題ですとか、あるいは感染症の問題ですとか、こういうことが本当に入ることができるのだろうか、含めることができるのだろうかと考えておりますので、消費、あるいは消費者ということに限定せずに、市民社会をつくる教育、市民を育てる教育ということについても重要ではないかということ、やはり落ち着いて考える必要があるのではないかなと思っております。

そしてそのことについては、学力低下、それからゆとり教育の見直し、格差問題、こうした学校教育全体のあり方を議論する中で考えていかなければならない大きな課題の一つだと考えているところでございます。

時間がございませんので、とりあえず以上でございます。

(平澤幹事) ありがとうございます。被害予防のための消費者教育というのも当然重要でして、それとともに消費者市民社会をめざす教育が必要なのではないかと、われわれも考えておるところです。いろいろなご指摘、ありがとうございます。



さて、本日お配りしている進行表の中に、社会教育における消費者教育という項目がございます。本日のパネルディス

カッションは、学校教育を中心とさせていただいているのですが、社会教育についても文科省のほうで新しい事業が実施されるようですので、時間がなくて申し訳ないのですが、1分ぐらいで簡単に紹介していただければと思います。

(高口・文部科学省) どうもありがとうございます。社会教育というのは、地域の公民館などの社会教育施設などで、成人、高齢者の方を対象にして実施する教育でございますけれども、少し前のデータなのですが、平成15年度で35.9%ぐらいの社会教育施設でしか消費者教育に関する事業が実施されていないということもあわせて、今般22年度の新しい事業として、消費者教育推進事業を実施することにいたしました。内容につきましては75ページの図にございますが、まずはこの事業の焦点、対象を明確にするということで、消費者被害の状況、特に20代などの若い世代とか、高齢の女性の方の消費者被害が多いという現状から、

そこをまず対象として、知識が具体的な行動に結びつくような効果的な教育の内容、方法につき、大学や社会教育において消費者教育を行うための教育指針を作成し、それを実際に実施して効果も検証し、その成果やいろいろな消費者教育に関する実践事例なども集めて事例集を作成、配布したり、研究を生かしていくという事業につき、今年度実施を予定しているところでございます。以上でございます。

（白石幹事） ありがとうございます。十分にお話を聞けず、大変申し訳ありません。

では、また学校教育のほうにお話を戻させていただきたいと思います。前半にも学校教育での取り組みにあたってのいろいろな問題点に関するお話を少しいただきましたけれども、ここで学校の現場で消費者教育を行うということについての問題点について、会場からご発言をいただきたいと思います。すみませんが、お一方お願いいたします。

（会場発言） 本日は、貴重なお話ありがとうございます。私、現在私学の中高で家庭科の教員をしておりますけれども、今日のお話にもあったとおり、消費者教育を充実させて、消費者市民社会をめざす教育を子どもたちにしていきたいとは、日々思っているのですが、根本的に家庭科の単位数がとても少なく、もちろん消費者教育は大切なのですが、家庭科というと他の分野もございまして、より生徒にいい経験をさせたいと思うと、どうしても消費者教育だけにたくさん時間をかけるわけにはいかないということがあり、単位数の問題というものを、現場では一番切実に感じております。

（白石幹事） ありがとうございます。現場の状況として、今お話がありました単位数が足りないという問題、それから前半のご報告でも、研修がなかなか十分にできないという話、それから学校の先生ご自身、準備をする時間もなかなかないというお話、様々あり、実際現場で携わられている先生方の大変な状況がわかりました。文科省では、この度、学校教育における消費者教育の推進という事業も立ち上げていて、それについて予算を2,700万円ほどつけていただいたということですが、この内容についても、手短にお話をいただければと思います。

（高口・文部科学省） 資料の74ページをご覧くださいと思います。消費者教育推進のための核となる教員の養成のための講座を実施するという内容の事業を22年度は推進していくということで、私も文部科学省におきまして、消費者教育の中央説明会というのを開催いたしまして、各県の教育委員会などから消費者教育の担当の方に来ていただき、関係省庁、団体の協力もいただきながら、学校における消費者教育の推進方策についての説明会を実施することといたしております。

そして、各都道府県等の教育委員会におきまして、消費者教育指導者養成講座というのをやっていただくということで、一応予算上では全国20か所で実施をしていくということで、これにつきましては各学校における消費者教育の企画、調整を担う教員となる消費者教育の指導者の養成を目的として、その講座を例えば国民生活センター、全国の大学の教員養成学部、都道府県の教育センター、民間機関等の外部機関と連携をいたしまして実施していくという内容です。こういうことで、消費者教育を担う、特に家庭科の先生が中心になると思いますけれども、教員の方々の指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

（白石幹事） ありがとうございます。今、ご指摘いただいた74ページの表の右側には、消

費者庁と位置付けられていて、連携・協力という矢印があるのですけれども、消費者庁としては、この事業にどのような形で連携していくお考えか、加藤さんのほうからお話しただければと思います。

（加藤・消費者庁） 一つは、枠の中にも書いてございますけれども、体系的な教材の開発というのがございます。新しい学習指導要領が実施されましたので、新しい学習指導要領に基づいた教材づくり等をして、ご協力させていただきたいと思っておりますし、その下には、国民生活センターというのも書いてございますので、やはり消費者庁、国民生活センター、それから地方の消費生活センターを含めて、各都道府県の消費者行政担当者と、さらに文科省が主催をなさる説明会や養成講座と連携をしながら、講師の派遣をしたり、あるいは一緒に会議の運営をしたりということもご相談をしながら、やっていきたいと考えております。

（白石幹事） ありがとうございます。これはなかなかおもしろい事業だと思うのですけれども、先ほどやはり、教材がないとか、研修を受ける余裕がないというようなお話もありました。西村さん、どのようなサポートがあると現場の教師の方々が消費者教育を実践しやすいのでしょうか。この事業の枠を超えてお話しただければと思います。

（西村・横浜国立大学） さきほど質問をなさった先生から、時間が足りないというお話がございました。今度の指導要領でも、高等学校家庭科は4単位「家庭総合」と、それから2単位の「家庭基礎」というのがありますが、既に現在も多くの学校は「家庭基礎」という2単位のほうにシフトしているというような状況で、時間数の少ない中でやりくりしていくと、これは非常に大変だということは想像がつかます。

ただ、よくよく考えますと、例えば家庭科でいいますと、1年の授業の中のこの消費生活の部分だけが消費者教育だと矮小化して考えるのではなくて、今日ご発表なさった先生方の実践報告でもございましたけれども、例えば被服の分野と結びつけた消費者教育であったり、消費者市民教育であったり、あるいはチョコレートのお話、食に関する分野と、あるいは実際につくる調理実習的な中身と組み合わせたものであったりとか、様々な実践例がおそらくあるだろうと思うんですね。

先ほどロールプレイを伴ったというような高口さんのお話もありましたけれども、そういった実例をどんどん流していくことで、忙しい時間の中で先生方が簡単に活用できるようなものがあると良いと思います。ちょっとしたヒントはEUのオンラインによる消費者教育のシステムで「ドルセタ」というものがあるのですが、これはプライマリーの教育、セカンダリーの教育、それから大人に向けた教育と三つの段階に分かれ、実際に例えばファイナンシャル・プランニングであるとか、環境であるとか、様々な分野の問題について、具体的に、このようなワークシートでこのような説明でやっていくと授業が60分のコマが二つ構成できます、というような形で利用できるポータルサイトが作られています。これが加盟国の言葉にそれぞれ翻訳されていて、オンラインでどんな先生も、われわれも、誰でもアクセスができるわけですね。イギリスのものを利用すれば、英語で読むことができます。

ですから、現在消費者庁さんも苦労なさって、ポータルサイトを整備されていますけれども、どこにどんな資料があるというだけでは、活用度が高いとは決していえません。それをを用いて具体的にどういう授業実践ができるのか、あるいはどういう紙を配れば、生徒が乗ってく

るのかというような、何か教材の提示の仕方をオンラインでできるようなサービスを考えていく必要があると思います。

あるいは、今回文科省さんが予算をつけられた指導者養成という立場で、各都道府県に消費者教育のリーダー的な方を養成していただいて、そういう方を通じて、授業のアドバイスをしていくというようなことが重要だろうと思います。

もちろん、魚山先生が最初のところで指摘をなさったと思いますが、先ほどの実践報告で裁量性の問題とかというの也有ります。特に義務教育の場合にはどこまでのことが許されて、授業時間にできるのかとか、その辺はヨーロッパ、とりわけ北欧等は教師の自由裁量度が非常に高いですし、教師も研究する時間が確保されているとか、そういう違いはあります。その辺の現状も真似て変えていく必要がありますが、さしあたって今できることとして、せっかく予算をつけた、あるいはつけるのであれば、そういう方面の教材提供の仕方、あるいは研修の仕組みづくりを、現場の先生の意見を吸収しながら、特に現職の先生方の意見を吸収しながら作っていただきたいと、そんなふうに思っています。

（白石幹事） ありがとうございます。まだまだ方法論としても、工夫すべきところはあるのではないかとのご指摘をいただきましたが、運営の面に関して、先ほど文科省と消費者庁の連携という話が出ましたが、もう少し広げた関連機関の連携などについて、このような事業等をどんどん進めていくという観点から、高橋さんにお話しいただければと思います。

（高橋・内閣府） 155 ページから仮訳が出ている OECD の政策勧告を見て頂きたいのですが、二つポイントがあると私は思っていて、一つはステークホルダーをかなり広くとっている、例えば 155 ページのちょっと横になっているので、右側の下のほうですけれども、消費者団体や教育者、保護者の団体、他の市民社会団体を含むステークホルダーというような書き方をしていますし、156 ページの左の下のほうでも、ステークホルダーは協力し合い、教師が簡単に入手し利用できる低コストの教材をつくるべきというようなことが書かれています。

それから 157 ページが、まさにステークホルダー間の協力となっていますが、ここも複数の政府機関の他、自治体というのでも書かれていますのですけれども、同じく消費者団体を含む非政府団体、教員、保護者、社会市民団体、それから下のほうには、メディアとか、事業者、事業者団体というものの協力も必要であると書かれています。

つまり、消費者教育というのは協働でやるべきものであるということ、それを考えると例えば文科省さんの養成講座においてもそういう人たちの協力、多分企画会議とかを踏まえて行うことが必要でしょうし、消費者庁の教材をつくるというところでも、行政に任せるということではなくて、やはり現場関係者の意見を入れていくというような点が必要ではないかと思ひます。

もう一つ勧告の重要な点は、ニーズ、それから学術成果に基づくべきであるということ、その点に関して教員とか生徒がどういうことに興味を持っているのかというのが重要で、加藤さんからは被害防止というのが重要ではないかということでしたけれども、例えば OECD の合同会合では、被害に対する教育というのは、生徒の関心を生まない、ネガティブな印象として、知識として根付かない、使えない、というような議論がされましたし、国民生活白書の分析もまさに、被害救済、被害にどのように対応するかというのに対して、教育が役立

っていないという実証分析をしたものになりますので、そういう分析に基づいて教育をどのように組み立てていくか、その点を考えていくべきではないかと感じました。

（平澤幹事） ありがとうございます。ちょっと時間の関係があるんですけども、高橋さんもう一点だけ、消費者教育の科目のことが一応進行表に載っていて、ちょっと時間的に割愛しなければいけないのですが、北欧なんかだと統合的にいろんな科目で教えているというような状況があります。そういうことの有用性とか、その辺へのお考えを一言だけいただければと思います。

（高橋・内閣府） そうですね。北欧でもアイスランドを除けば、複数の科目で行っていて、基本的には社会科、家庭科みたいなところがメインではあるんですけども、それより広い、例えば美術とか、算数とか、あるいは国語、英語そういうのも活用して行っています。

ノルウェーは横断的にどのように一貫性・統合性をもって進めるかというのを教育省と消費者行政をやっている担当と、あと消費者団体と国民生活センターをあわせたような消費者委員会というのがありますが、合同で指針というのをつくっております。そういうふうに、どういうふうに一貫性をもって統合していくか、教科の枠を超えて同じ消費者市民社会をつくるという目的で考えるという点では、参考になるのではないかと思います。

（平澤幹事） ありがとうございます。いろいろ議論してまいりましたけれども、消費者教育の重要性が認識されているいろいろその中でも教員養成の問題とか、時間が足りないという問題とかいろいろあるようで、消費者教育を推進するために法制定をしたらいいのではないかとこの考えもあるかと思います。

新しい消費者基本計画の第87項というところには、消費者教育に関する法制の整備について検討するんだということが盛り込まれておりまして、その方向について、消費者庁の加藤さんに発言いただきたいのと、それから消費者庁には消費者教育の専門部局はないのではないかなと思うのですが、そのあたりもちょっと触れてご発言いただければと思います。

（加藤・消費者庁） 今ご紹介ございましたように、基本計画の87項のところには、消費者教育に関する法制の整備について検討を行いますということが盛り込まれております。併せて、消費者基本計画には消費者教育に限らず、今後検討していくべき重要な政策が数多く含まれているのはご案内のとおりです。また、さっき申し上げましたけれども、学校における消費者教育ということであれば、新学習指導要領が順次実施されてまいります。

そのことに対する準備というのは待たなして進めなければなりません。限られた人的、それから金銭的資源の中で文科省とよく連携をしながら、この法律がなくてもできることから積極的にやっていきたいと考えております。

それから専門部署の設置につきましては、ぜひ消費者庁の消費者教育担当体制について、充実をしてほしいとももちろん考えております。ただ、それを含めて消費者庁全体で全く人手が足りずにパンク状態でございますので、消費者庁全体の強化が必要だと私は思います。

（平澤幹事） そうですね。消費者庁全体の強化はぜひお願いしたいと思います。時間がだいぶ過ぎてまいりました。非常に短い時間で、中身の濃い議論をしていただいてありがとうございました。もうこのパネルの最終場面なんですけれども、めざすべきわが国の消費者教育の方向についてパネリストの皆さんから一言ずつ、2分ぐらいずつあると思うんですけれ



ども、ご発言いただければと思います。まず、文科省の高口さん、お願いいたします。

（高口・文部科学省） 今日の議論をお伺いしまして、やはり消費者問題、消費者教育に関わる様々な関係の方、そういった方々のご協力をいただきながら、やはり消費者教育を推進して行くということの必要性を非常に強く感じた次第でございまして、実は先月、消費者基本計画が閣議決定された日に同時に、同日付でこの新たな消費者基本計画の内容を私ども各都道府県、政令指定都市の教育委員会、また消費担当部局のほうにも、通知を発出させていただきました。

その通知の中におきましても、各県市の消費者担当部局と教育委員会が十分引き続き連携・強化を図っていただいて、消費者教育のための連絡協議会の設置、また消費者相談員をはじめとする外部の専門家の方が、学校や社会、教育施設へ入ってくることを円滑にしていくということにより、地域における消費者教育の一層の推進を進めていただきたいという内容の通知を発出したところでございまして、そういう方向で今後とも新学習指導要領に沿いまして、消費者教育を実施してまいりたいと考えております。

（平澤幹事） ありがとうございます。引き続きまして、消費者庁の加藤さんのほうから、ご発言お願いいたします。

（加藤・消費者庁） 繰り返しではございますけれども、やはり私は被害に遭わない消費者を育てる消費者教育を確実に進めるということは必要だと思っております。

効果的な教育手法だとか、新たな取り組みがどのようなものがあるのか、その事例を集めたりということも必要だと思っております。それは計画の中にも書き込まれております。

時間がないのですけれども、いずれにいたしましても、新学習指導要領の次の学習指導要領の改訂ということが、次にくるんだろうと思っておりますけれども、学校教育の在り方全体の議論がそこで始まるというふうに思います。その中で、やはり市民教育だとか、市民社会ということも、ぜひ取り上げて国民的な議論をしていく必要があるのではないかなと考えております。以上です。

（平澤幹事） ありがとうございます。引き続きまして、高橋さんのほうからよろしくお願ひいたします。

（高橋・内閣府） 2点ほど、最後に申し上げたいのですけれども、一つは、消費者市民社会をめざす、それと消費者市民教育をしていくとしても、実はそれをしようとしたときに実際に行政なり事業者なりが対応する体制になっていなければ、教育をして自分たちは変えたいとしても変わらないわけですね。

だから、実は教育をすると共に行政の開かれた、あるいは市民が参画する行政というのを築いていかなければいけない。そのことをぜひ考えて両輪となっていく。そのために消費者庁とか文科省が実際にやられるときにも、その点をぜひ重点的に考えながらやっていただくことが、教育を進める中で重要ではないかと思っております。

もう一つは、これも繰り返しになりますけれども、教育方法、教授方法について、やはり実際の理論なり効果なりというのを考えた組み立てにしてもらえないかということです。例えばこの間、日経に出ていましたけれども、美術の教育においてビジュアルシンキングストラテジーというのを認知心理学者とニューヨークの MoMA が開発したと出ていましたけれど

も、そういう学術成果を生かしていくということが重要ではないかと思っています。

まだあまり日本では紹介されていませんが、北欧でもいろんな教授方法がとられていて、ちょっと長くなって申し訳ないのですけれども、例えばノルウェーが権利と義務を教えるときに、これは小学校1年生の教育方法が書かれているのですけれども、生徒に人気のあるゲームを使って、そのゲームがどういうルールで進行していくかというのを体験させて、ルールの違いを見ていく、それからその後みんなで同じゲームをして、わざとフェアではない人、例えば風船を使う場合に、風船にわざと穴を開けてあるグループと、穴がないグループをつかって「フェア」を考えさせていくというようなこと。その後に、ではルールはどういうふうにつくるのかというのを考えさせて、その中で協力とか正義、規制というのは何かということから、権利と義務を考えていく、そういうようなことをやっていると出ています。また、ヴィクトリア・トーレセンの書かれた教育方法の本に出ているものですが、ジープンを買うということが、実際は誰にお金がいっているのか。例えば、日本でもユニクロの安いジープンがどういうふうにつくられて、誰がお金をもらっているのかというのを考えさせる。あるいは、それがリサイクルをされているのか、木綿を消費されていることによって、実際にそれに使われている化学薬品がどういう影響をもたらすのか、そういうことを考えさせる授業をやるべきではないかと提案をしています。

世の中には、日本だけではなくて、世界にはいろいろ悩みながら教え方を考えているということだと思しますので、ぜひこういう世界の事例も集めて日本で広めていただくということも必要ではないかなと思います。ちょっと長くなりましたけれども、私からは以上2点です。

(平澤幹事) どうもありがとうございました。最後になりましたが、西村さんから、先ほど消費者教育推進法の話がちょっと出たのですが、本当は西村さんにもずっと提唱されていたのでお聞きしたかったんです。その点も踏まえてでもかまいません。ご自由にかまいません、ご発言ください。

(西村・横浜国立大学) 最長50分までと聞いているのですけれども、推進法に関しては、学会としてもぜひ実現をとということで、国や関係機関、団体に検討をお願いしてきたことでもありますし、またご存じの方も多いと思うのですが、現在野党ですけれども、自民党のワーキングチームが推進に向けて検討をなさってきたという経緯もございます。

やはり、消費者教育推進のためには、何か根拠となる立法化が必要だろうと考えます。これまで教育の分野でいいますと、最近ですと食育というのがございます。食育基本法というのをつくって、それを軌道に乗せてきたというような経緯がありますし、遡れば、環境教育推進法というのもございます。そういったところからしますと、やはり政府全体、国全体あげて推進していくためには立法化が必要であろうと考えています。

もちろん、時間の関係で具体的な中身については申し上げられませんが、やはり理念規定をきちんとおいて、今まだ今日のパネリストの中でも若干めざすところの違いもあるかもしれないと感じています。

最後のまとめということですが、私としては消費者教育、とりわけ学校の中で進めていくためにはネガティブな教育になってほしくないということを強調したいと思います。どうし

てもクーリングオフを教えればいい、自己破産を教えればいいというような風潮がなきにし  
もあらずと、そうするとそういうものに遭わないための教育ということになってしまう。

実際には、騙すほうの手口、騙すほうの人たちもほとんどの場合若い人たちなんですね。  
その加害者にならない教育というのも、これは一方で必要なところであります。これは、や  
はり個人が社会との関わりで、何でも好きなことをやっていいんだということではなくて、  
社会に対して、あるいは他人に対してどういう迷惑をかけているのか、どういう損失を与え  
ているのかということが、本質的に考えられるような教育が不可欠ですね。

ですから、それは先ほどフェアトレードの紹介もありましたが、児童労働のご紹介もあり  
ました。まさに自分の購入している物が、社会に地球にどう影響を与えているのかとい  
うようなことまで、シンキングできるような広がりのある教育、これはまさに「生きる力」  
の育成ということにふさわしいだろうと思うんです。

やはり普遍的な力量を持った、能力を持った子どもを育てていく。これから私たちを支え  
てくださる子どもたちに対する教育ということで、そのあたりを考えていきたいと思うん  
です。個人が社会を変えうるんだと気付かせることが大切です。フィンランドの家庭科のガイ  
ドラインの中に、コンシューマー・アンド・ソーシャルチェンジという項目があるんです。  
「消費者と社会変革」という、ちょっと日本の学習指導要領では考えにくいのですが、そ  
ういうことで、自分たちが社会をあるべき豊かな社会をつくりあげていくというポジティブ  
シンキングになりうる教育の中身を築き上げていく必要があるだろうと思います。

これはどこの省庁ということではなくて、これはすべての、先ほど高橋さんがステークホ  
ルダーとおっしゃいましたけれども、そうしたいろいろな方面のご協力を得ながら取り組ん  
でいく、これは早急に取り組まなければいけない課題だろうと考えます。それが今新しい形の  
消費者教育と、あるいは消費者市民社会めざす消費者教育ということなんだろうと思  
います。以上です。どうもありがとうございました。

(平澤幹事) どうもありがとうございました。質問、意見を若干いただいたんですけど  
も、ちょっと時間の関係で盛り込むことができませんでした。申し訳ありません。ちょっと  
時間が短かったんですが、4人のパネリストの皆さんに濃い議論をしていただきました。ど  
うもありがとうございました。

(司会) パネリストの皆様、どうもありがとうございました。ここで今回のシンポジウム  
の実行委員長であります横山哲夫弁護士のほうから、今日のまとめという形で報告をさせ  
ていただきます。

(横山幹事) 本日は、多数の方に長時間のシンポジウムにご参加いただきましてありが  
とうございました。本日、シンポジウムの冒頭で提示されました問題提起を受けて、多  
方面から議論がなされました。特に学校の現場において、様々な制約のある中、先  
生方の創意工夫と努力によって能動的な消費者教育が実践されていることは、大変す  
ばらしいことであったと思います。

しかしながら、このような良質な教育を全国の学校で、また多くの先生方に実践をして  
いただくというためには、やはりどうしてもさらに内容を深める、あるいはそのような教育が



実践できるような制度上の保障が必要であるということが確認されたと思います。

この点、パネルディスカッションにおいて、まず内容の点に関しては、研究者の方から様々な内容に関するご説明をいただきましたし、あるいはその手続的にいえば市民参加の行政であるとか、あるいは立法化の必要というご提案があったかと思えます。

また、文部科学省の方からは、現在の新学習指導要領において想定されている内容というのは、まさに消費者市民社会というものと結びつくものであるというご指摘や、あるいは消費者庁のほうから切り口は違うけれども、やはりめざすものにおいてそう大きな違いはないであろうし、さらに今後の学習指導要領の改訂におきましては、消費者市民社会という観点がこれからやはり考えられていくであろうというご提案があったということは、大変意義深いご発言だったというふうに感じております。

このような新しい消費者教育というものが展開されていく場合には、それが受け手の側、学生などに、それが受け入れられるということがとても大事なことなんでしょうと思います。

私ごとでありますけれども、今年私が関与する法科大学院の学生に半年間の消費者法の講義の最後の日に、消費者市民社会の話をし、皆さんにも見ていただいたと同じようなビデオを見て感想を書いてもらいました。そのときに、学生がこんなことを書いてくれました。

「消費者問題というと、契約上のトラブルなどを連想するものでしたが、最後の講義まで終えて、より広い射程で消費者について思考をめぐらしておられる方が、実務家の中にもいらっしゃるのだなと新鮮に感じました。消費者市民社会の概念は、売る・買うという関係に異なる意味づけを与えるものでありますけれど、その有効性を含めて実務家として、私も思索する一群の末尾に加わりたいなと思いました。

私にはダウン症の姉がおりますが、姉が自己実現の手段の一つとして消費を楽しめるような社会を私も夢想しております。」

このような若い感受性を見たときに、私たちは大いに勇気を持ってわれわれが伝えていきたい、若い人たちに伝えていきたいということを伝えることは可能であると思っております。

本日のシンポジウムは小さな一歩かもしれませんが、小さな歩みの積み重ねが大きな結果になるという歴史の教訓を糧にして、これからも皆さんと一緒に一歩一歩進めていきたいと考えております。本日は、どうもありがとうございました。

(司会) それでは、日弁連消費者問題対策委員会津谷裕貴委員長より、閉会の挨拶をさせていただきます。

(津谷委員長) 委員長の津谷裕貴です。閉会ですから短く言いますが、非常に充実した中身のある素晴らしいものでした。特に実体験に基づいて報告された方々のお話を聞きますと、やはり感銘します。

日弁連の消費者問題対策委員会というのは、消費者被害の予防と救済のための委員会です。例えば多重債務だとか、悪徳商法だとか、欠陥商品だとか、欠陥住宅だとか、そういったも

のに対して取り組んでおられるわけです。

その中であって、やはり消費者教育部会というのがありまして、やはりそのためには消費者教育というのは大事なんだということについては、日弁連はずっと考えてきました。それにもかかわらず、何十年もやっても消費者被害が発生するということは、消費者教育だけでは、消費者被害は発生予防・救済はできないのではないかというようなあれもありまして、それでひと頃は消費者教育部会というのはちょっと非常におとなしく小さくなっていました。



ところが、昨年人権大会をやって、そしてしかもその中で消費者市民社会の確立、そのための消費者教育ということを打ち上げたことによって、今、日弁連の中で最も元気のいいそういった部会として消費者教育部会というのがありまして、本日のシンポジウムもこれだけたくさんの、土曜日の午後であるにも関わらずこんなにたくさん参加していただきました。

消費者市民社会という場合で、私はちょっと問題提起をしておきたいのですが、消費者市民社会という場合に、どういう社会をイメージしているかということなんです。私は、今回の消費者基本計画の中で、大事なことが実はちょっと抜けていたと思います。それは、消費者基本計画の中に、これは大事なんですね、5年間これから国がやらなければいけない基本政策です。その中に、消費者教育の充実というのは非常にスペースがあるけれども、その中には一言も消費者市民社会の確立という言葉が出てこない。

今までの国の流れでは、消費者市民社会確立のための消費者教育であったはずなんだけれども、それが出てこない。なぜか。これは実は消費者市民社会というのは、どういうものを描くかによって、これでやはりいろいろ賛成する人もいれば、ちょっとアレルギーを持つ人がいる。特に、実は消費者団体ではそういったアレルギーがありまして、そして今回はちょっと見送られた経緯があると聞いています。

日弁連の描く消費者市民社会というのは、ですから国のこれまで考えてきているようなものとはちょっと違います。消費者市民社会と言われてしまうと、どうしても消費者の権利だけではなくて、責任・義務とそういったものも必ず言われるからであります。そういったことを言われて、どんどん消費者行政がきちんとしてこなかったという経緯があります。また、消費者市民社会ということによって、同じことにならないかというそういった懸念です。そういったものが消費者団体にあるわけです。

そこで日弁連が提唱する消費者市民社会というのは、どういうことかということがこれにちゃんと書いてありますので、ちょっと見てください。実は、先ほど改訂された指導要領を見ますと、小学校、それから高校の指導要領にも、実はちゃんと消費者の権利云々と、それから責任を持って行動できると。消費者にやはり責任ということが出てきます。小学校や高校生ぐらいには、やはりそのぐらい言わないとだめだということで、そういった意味で教育的なところから言っているのかもしれませんが、それがずっと責任、責任ということがずっと頭にあると、消費者への権利としての発展が阻害されないかどうか、そういったこと

も考えながら，そういったことも検討した上で日弁連は消費者市民社会，日弁連が描く消費者市民社会というのは，こういう社会なんです。それに向かってやっていきましょうということで，今いってみれば日弁連においても，消費者市民社会，消費者教育というのはルネッサンスを迎えております。

皆さんとともに立派な消費者教育，消費市民社会確立のために頑張っていこうではありませんか。本日は，どうもありがとうございました。

（司会） 以上をもちまして，全てのプログラムが終了いたしました。今後の消費者教育のあり方について考え，実践するための機会にさせていただければと思います。長時間のご清聴ありがとうございました。これにて，シンポジウムを閉会させていただきます。

なお，会場の方より，たくさんの意見・ご質問をいただきましたが，時間の都合でご紹介することができず申し訳ございませんでした。この後，地下1階，鳳鳴春において懇親会を予定しておりますので，パネリスト，報告者に対し質問・意見のある方は，どうぞ懇親会にご出席ください。

（司会） また，最初にアンケートをお配りしていると思いますが，アンケートにつきましても出口に回収ボックスがございますので，そちらのほうにぜひよろしく願いいたします。

以 上



## 消費者教育シンポジウム

「いま，消費者市民社会の実現に向けた消費者教育へ」

### 参加者アンケート回答

#### 1 本日のシンポジウムについてのご感想を自由に書いてください。

- 教育手法について参考となった。【会社員】
- 前半の報告で消費者市民教育についてさらに理解を深めることができ，実践報告は消費者市民教育の方向性をより明らかにできました。総じて，充実した内容の濃いシンポでした。  
本日の実績例から消費者団体のこれからのヒントを得られた。【消費者団体】
- 様々な取組，ご意見等をお聞かせいただき，大変ありがたく有意義な時間を過ごすことができました。ただ，時間がないという理由でパネルディスカッションの時間が削られて十分にそれぞれのパネリストの方や，会場からの質問についての議論がなされなかったことは非常に残念でした。(時間が過ぎてもかまわないので，もっと聞きたかったと言うのが本音です。)【司法書士】
- 有意義な情報（消費者教育の現状や実績）が豊富であり，とても勉強になりました。消費者市民社会の確立に向けて実践，研究の必要性，重要性を感じました。【大学院生】
- 庁，大学，教育実践現場の先生方等，様々な立場の方からお話しいただいたこと大変感謝しています。せっかくこのような方々をお招きなのでディスカッションで今後の要望（現在の課題を含め）を導くのも良いのではないかと思います。  
企業の方も巻き込めると...と言うか巻き込まないと消費者教育が本当の意味で進まないのではないかと思いますのでご検討ください。【行政職員】
- 貴重なお話しを聞くことができ，大変勉強になりました。  
消費者教育を今後担う者として，まだまだ勉強が足りないと思いました。多

くのことを吸収し熟考し、生徒に賢い消費者としての生きる術を伝えることができればと思っています。【大学生】

- 大変勉強になりました。ありがとうございました。

特に私は中・高の家庭科教員ですが、家庭科の中で教える消費者教育のみではなく他教科・他分野との連携が不可欠であることを痛感しました。【教員（中・高）】

- ポジティブな消費者教育にするという事を聞いてこれからの授業で気を付けていきたいと思いました。【教員（中・高）】
- 弁護士さんのお話は少し早すぎました。もう少しゆっくりお話いただければありがたいです。

被害に遭わないための、加害者にならないための消費者教育ができるかどうか時間が足りない状況の中で、とても難しいと思います。本来あるべき姿＝日弁連のおっしゃる消費者市民社会だと思いますので、もっとその考え方・言葉自体が広まればいいと思います。【司法書士】

- 消費者教育の本質を学ばせていただきました。【司法書士】
- 消費者教育が消費者被害を防止する教育だけでなく、広く「生きる力」を育てる教育・問題解決能力、さらには環境まで配慮する持続可能な社会をつくるための教育など多岐にわたることがわかりやすく理解できた。【弁護士】
- 前半の実施例が大変参考になった。【消費者団体】
- 弁護士の島田先生と福井大の荒井先生のお話がよかったです。

経済産業省との連携もあってもよいのではないのでしょうか。悪質な事業者へお金が集まる＝消費者被害ととらえると、消費者市民教育は、良い企業（事業者）を消費者自身が育てることと同意です。「消費者も満足し、経済にもプラスになる」という発想もほしいです。三重県の先生の事例、齋藤さんの事例 授業のストーリーはわかるが教育的効果が不明（学術的方面、教育的効果をはっきりさせないと事例報告にならない）【教員（大学）】

- 先生方の実践のご報告はとてもおもしろかったです。ただ、紹介された活動は先生おひとりおひとりの関心や能力に大きく関わると思います。すべての子ども達が「消費者市民」について考えられる教育システムの整備が必要だと感じました。【消費者団体】

- 消費者教育の中核にいる人々の意見を聞けたり、北欧の取り組みについて知れたりしてとても有意義だった。

個人的に「消費者市民社会」という概念についてよくわからずにモヤモヤしていたが何となくわかった気がした。参加して良かった。【大学生】

- 各分野の方のお話を伺って視野を広げることができた。【多重債務相談機関】
- 理念としてはよく理解できたし、そのようにあるべきだと感じたが、具体的現場で成果の上がる効果的教育をするところが実際には非常に難しいところである。

きれい事ですませることのないよう、実態のフォローをお願いします。西村教授が「加害者にならないための教育」に触れられたのは良かった。【区民講師】

- 昨年の人権擁護大会に引き続き消費者市民社会の実現に向けて様々な課題や取り組みを知ることができるすばらしいシンポジウムであったと思う。

我々司法書士会も、実現に向けた取り組みを行っており、今後も各種団体等と連携し努力していきたい。【司法書士】

- 「消費者市民社会」の意味とその目指すところが理解できました。

実際の学校現場で工夫努力している先生方の取り組みもうかがえて参考になりました。【消費者団体】

- ポジティブな消費者教育への方向性については賛成。

消費者市民社会という言葉は社会的にまだまだ認知されていない。これをどのように広めていくか戦略が必要。

日弁連が本テーマを取り上げてシンポジウムを行っていただいたことを嬉しく思いました。【消費者団体】

- 内容的には優れていた。ありがとう。ただし、どの報告も上辺だけであったように思う。ひとつ残念だったのは、齋藤先生の報告で添付資料の中身についての解説がなかった。

また、問題提起の資料2、島田先生の報告でビデオの報告があったが、あの部分は不要だと思った。入れるならばもっと上手に編集してほしい。うるさいという思いが先に立ってしまった。【消費者団体】

- 前半の「課題」「北欧の消費者教育」とその後の各先生の発表、続く後半のシンポジウムは現状を浮き彫りにするような形で概要（消費者教育）の理解につながった。

齋藤先生の発表が簡明でわかりやすく、具体的なことを示している。興味深かった。

OECDの分析が興味深かった。どの国も共通している。

「具体論」として取り組みを進めている、それが進んでいるという実感ができるのもっと良いと感じた。【会社員】

弁護士会の取組を聞くとやはり凄いなぁと思います。そして消費者教育部会が今一番元気です！というお言葉に元気をもらいました。そして、とても希望をもらえました。

大阪司法書士会でも法教育としての消費者教育をがんばって行きたいと思いを新たにしました。本当にありがとうございました。【司法書士】

まだ、実際に教育したことはないのですが、5月から家庭科の教育実習をする予定です。本日学んだ消費者市民社会の考え方を伝え、日々の生活の意識を世界や地域などの外へ向けることができるよう、生徒と向き合いたいです。

【大学生】

国立の教員養成大学で家庭科研究や環境教育分野を担当しているのですが、そこで「消費者市民教育」の視点でシラバスを作成し行っています。この分

野は従来の衣食住の視点や理系の視点が強く、「消費者市民」の視点は弱いように思います。【教員（大学）】

## 2 「消費者市民社会」を消費者教育の目標に掲げることの是非についてのご意見をお願いします。

- 良いことである。【会社員】
- 「良識ある国民の形成」と「改悪された教育基本法」から削除され、消費市民社会を目指す姿のうちだしとして賛成。  
本日の閉会のことばにあった、消費者基本計画へ盛り込めないことについても同感です。消費者団体としてさらに論議は広げていきたい。【消費者団体】
- ネガティブからポジティブへ希望のある方向だと思います。【司法書士】
- 持続可能な社会，消費者が安全，安心して生活できる社会には必要不可欠であると考えます。生徒の価値観や日本社会に対する考え方を引き出しながらこの問題について考える機会を現場に作って欲しいし，また，作っていききたいと思います。【大学院生】
- 良いと思いますが，生涯学習での消費者教育なのか学校教育での消費者教育どちらに重点を置くか。どちらも重点を置くのか...が明確でない気がします。  
【行政職員】
- ただ単に，消費者教育をするのではなく消費者としての行動が社会を変えるという一歩先の事を考えることはとても大切だと思う。消費という身近なことを世界，地域，物流，環境等を含め学習することは，他の分野への興味や意識も高まると思う。【大学生】
- 重要であると思います。しかしそうになると，家庭科のみでは教えることは不可能でありますし，家庭科と社会科の連携，HR等学校全体，地域にも協力をお願いするという姿勢が何より不可欠であると思います。  
さらに言わせていただくと，私の勤務する学校では伝統ということもありな

かなか授業内容・授業態勢を変えることは難しい。簡単に時代に合わせて変えていくことが難しいということがあります。文科省等から教育目標として各学校・社会に強く示していくことが必要であると思います。【教員(中・高)】

- 消費者教育だけ，市民教育だけと離れていたことに前から疑問があったのでいいと思う。【教員(中・高)】
- 道のりは遠いと思うが，実現させるべきと思うので良いことだと思う。もっと概念自体浸透するべきだと思う。【司法書士】
- 現在の学校教育において一番必要だと思います。【司法書士】
- 「生きる力」が，高度経済成長期がおわり，格差社会をむかえた現代日本にとって必須なことであり，市民社会，社会の一員たる市民になるべき教育ということは必須であると思う。【弁護士】
- 私はあるべき方向だと思います。加藤さんがご指摘のように，消費者被害を軽んじる消費者教育であってはいいませんが「消費者トラブルのことだけが消費者教育」と思っている人もいて，「自分と関係ない分野」とされないためにもポジティブな消費者を育成するという「消費者市民教育」という方向は大切にすべきだと思います。【教員(大学)】
- 能動的な態度をすべての人に求めることは良いことだと思う。しかしその理念の説明にカタカナが多用されていたりと，ある意味詳細な説明から逃げているか，何かを誤魔化そうとしているのではないかと感じた。市民すべてに理念を理解してもらい，行動に移してもらいたいならもう少しわかりやすい説明が必要だと思った。【大学生】
- 横文字を縦にしただけでは日本では浸透しにくいし根付かないと思う。【多重債務相談機関】
- 大事なことなので，生活あるいはその他教育指導者の礎ときちんと教育としていただくことを期待する。【区民講師】
- 市民社会における市民としてのあり方が未だに国民の中で明確に意識されな



い現状で、消費者市民社会という言葉が十分に理解されるかは難しいと思われます。しかし自由主義の世の中で改めて主権者としての立場を再確認し、その上で消費者としてより深くその責任と義務を考えることを進めていくことは必要かも。【消費者団体】

- 目標という言葉が適切かどうか疑問があるが、目指すことには賛成である。  
【消費者団体】
- P.74 に学校教育における消費者教育の推進が示されているが、この中に消費者団体の関与が一つも示されていない。現状では、消費者教育の現場では消費者団体が相談窓口としている窓口機能がとても高いにもかかわらずこれが落ちている。欠陥資料じゃないだろうか？【消費者団体】
- 「目標」ではなく、「目指す姿」として考えることが必要なのではないか。目指す姿の実現にむけて、プロセスステップを「具体的な目指す姿」として「わかりやすく具体的に示す」事が重要。それが具体的な取り組みにつながる。齋藤先生の発表にもあった「北欧のような小さな単位」だからできるという意見も大きな理があるのではないか。「消費者市民社会」を日本版で目指す姿と重ね合わせて考えることが重要ではないか。【会社員】

### 3 「消費者市民社会」を実現するうえでの課題は何であるとお考えですか。

- 個人がよりよい社会に変えていく教育が必要。  
しかし、役所は国民から不満がでない、非難されないための教育をしている。  
【会社員】  
実現に向けて、関係者をいろいろ巻き込みながらいい回転を続けて、実績を続けていくことが大切だと思います。【司法書士】
- まず個々人の価値観であると思います。世界につながる課題ではありますが、まず自分の生活の中で何を重視するか、何を大切にするのか、それぞれの価値を社会の課題を解決するための方法を選ぶにはまだまだ”何を正しい”と

するか難しい課題があると考えます。【大学院生】

- まだまだ企業ありきの消費者であって、「一消費者」としての個人は少ないのが現状です。まずは、一人一人に「消費者」としての自覚を持ってもらうことが先決かと思います。

HPやPDFファイルで資料を載せることは一人一人に届きません。それどころか意識のない人には目にもすることもなくなります。もう少しメディアのうまい活用を行政等が行うことが必要だと思います。【行政職員】

- 消費ということは、世界を変えることであり賢い消費者を育てるのは大切なことだと思うが、景気が悪化しデフレが進んだ今、消費者としての、事業者も正しい選択をすることはなかなか難しいのではないか。

教育する機会が少ないというのも課題の一つだと思う。【大学生】

- 学校教育で指導するということはとても重要だと思います。また、学校と保護者・地域と一緒に学ぶ場があればこれから社会を担う子どものみならず大人も意識の改革になると思います。【教員（中・高）】

- 一般の30代以上の人にその「考え」「概念」が理解できるのか心配に思う。  
【教員（中・高）】

- 自己責任ばかりを追及する社会。大企業や政治家をはじめリーダーとされる人達の多くがあまりにも自己の利益のみを追及し、経済力にものをいわせて弱者を食いものにし、その成功が世間一般にもてはやされているということ、失敗した人を救済しようとしないうる社会をどうクリアーするか。...食べていけない現実をどうクリアーするか。【司法書士】

- 権利と義務のバランス。生産・事業・消費と支え合うことの周知。「消費者市民」という概念を間違えないことではないか。【司法書士】

- 現状、学校の家庭科を中心としてきわめて少ない単位数で教えられていること。

高齢者等、社会人に対する教育が不足していること。公民館で約30%の人

にしか伝えられていないそうです。【弁護士】

- いかによい消費者教育者を養成することにあります。消費者団体も長い積み重ねを持っているので、しかも経済ばかりでなく安全・リスクコミュニケーションに関わる教育を行っていることを忘れないでほしい。【消費者団体】
- 現場（小中 特に）で本当に実施可能かどうかやはり心配です。優先順位は低そうです。

すべての教員養成系の大学で行われているのか。【教員（大学）】

- 小学生ぐらいからの教育【消費者団体】
- 消費者市民社会を提唱している人たちが高等学校も実質義務教育のようにしているが、中卒で社会に出る人のことも考えた方がいいのではないかと思った。高校に進学する人が大多数であり、仕方がないかも知れないが、そういった人々のことも考慮して中学校の教育で消費者教育が一段落するように検討してみてもどうだろうか。

課題は社会的に少数派となってしまう人にどのように教育を行っていくかだ  
と思う。【大学生】

- 「教育」以前に日本人の国民性として同調性、体制順応性が温存され、逆に助長される風潮がある限り、根本的な改善はありえないと思います。さらに政治やメディアの劣化を何とかしなければ展望は開けないのではないのでしょうか。【多重債務相談機関】
- 生徒の実態をよく研究すること。生徒への効果的な教育手法を開発し、教師へのスキルアップ教育をする必要がある。【区民講師】
- 学校教育で実現を目指すなら、会場からの意見でもあったとおり、家庭科や公民科の単位数の問題があるだろう。特に中・高では受験という目標があり、それと関連しないことに時間を割くことが難しいのではないか。思考力・継続力・表現力が重要であるような受験制度に変えるなどの根本的な教育制度の改革が必要ではないか。【司法書士】

- 今まで「守られるもの」として保護の対象でしかなかった消費者が市民社会の一員として声をあげ行動を起こして行くにあたっては、消費者の立場が企業活動や政治に方向性を示せるものとしての自覚をもって活動することが大切かと思われまます。そのためには消費者を代表する消費者庁が消費者市民社会の今後をふまえて積極的に政治や企業に素早く働きかけてその存在を恐れるくらいの力を発揮していくことが大切！【消費者団体】
- 日本においては企業社会の枠組みは強固である。メディア・政治への働きかけが重要である。  
市民が連携できる社会的風潮を作っていくことが大事である。【消費者団体】
- 「消費者自身の自覚」でないか？最近、「かしこい消費者となるためには」のテーマがうすらいできた。基本は基本として何度も繰り返し教育をしていかねばならないのではないのか？さらに学校教育の中で各先生が時間が足りないといわれていることに対して、根本的な対策を打ち出さない限り解決し得ないのではないのか？【消費者団体】
- 上記設問2にも通じるが、日本版の「消費者市民社会」を考え、その中で現状でもできていること、できていないこと、良いことと、もう少し改善すること、できていないことと現実を見て整理してみることが重要と思う。  
何もできていないと勘違いすることが危険。また、全国民が「消費者市民」に一律になれるかということ、そのようなことはない。それを全体でどのように考えて具体的な取り組みを進めることが大切と思う。【会社員】

アンケートに多数御回答をいただき、ありがとうございました。

掲載したアンケートの回答につきましては、当シンポジウム実行委員会において編集しています。御了承ください。